

No.10

# 「プロジェクト方式技術協力における WID配慮実施の現状と課題」調査

## 報告書

平成8年12月

JICA LIBRARY



J 1138940(0)

国際協力事業団  
企画部

環境

JR

9.6/15

プロジェクト方式技術協力におけるWID配慮実施の現状と課題 - 調査報告書

平成8年12月

国際協力事業団

JICA LIBRARY







「プロジェクト方式技術協力における  
WID配慮実施の現状と課題」調査  
報 告 書

平成 8 年12月

国際協力事業団  
企 画 部



1138940 (0)

## ケニア人口教育促進プロジェクト II

収入創出活動：ミニショップ経営



コミュニティ活動に参加している女性グループ

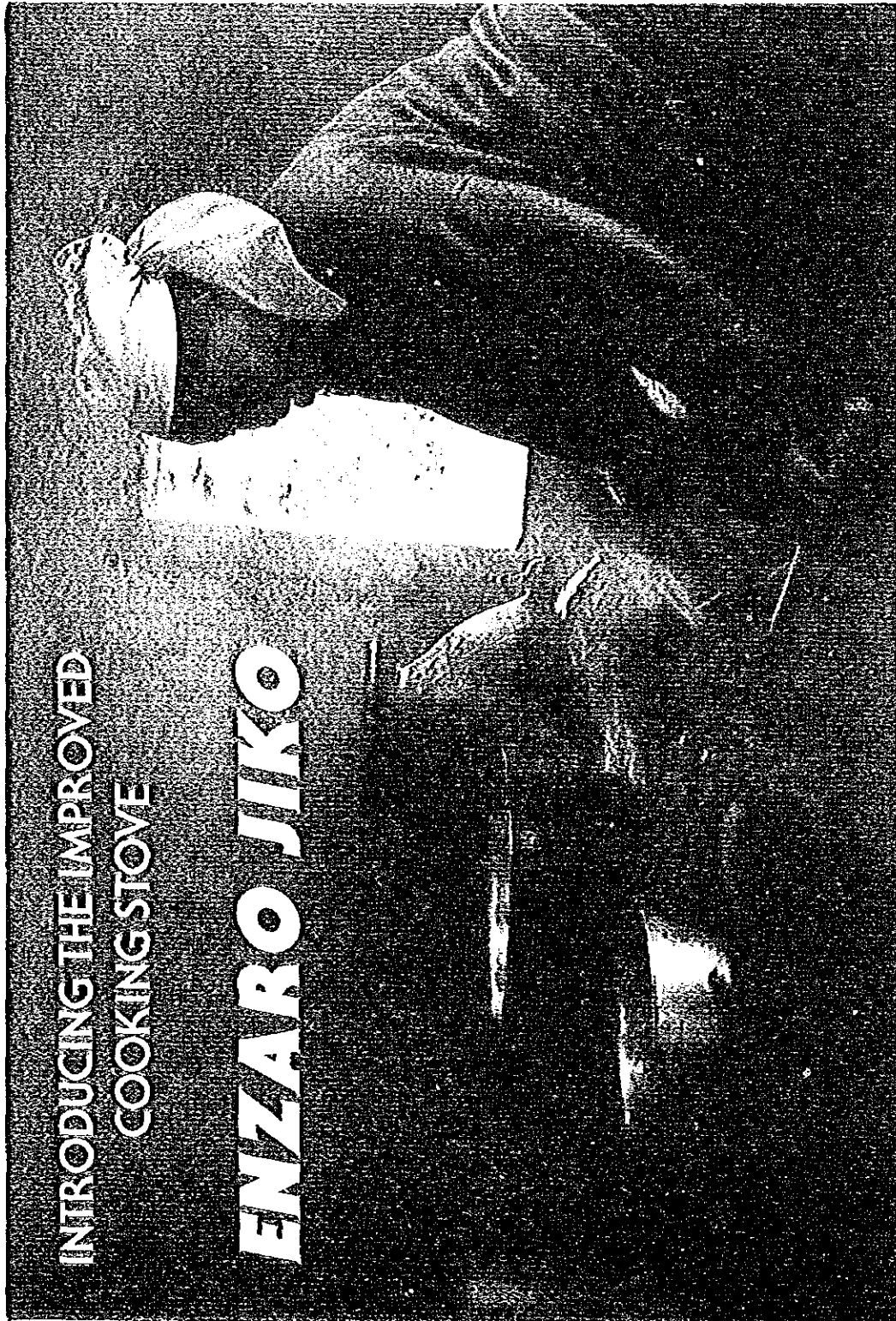
生活改善運動：住宅での蚊帳の使用



収入創出活動：製粉所運営

ケニア人口教育促進プロジェクト II

改良かまど（エンザロジコ）の宣伝パンフレット



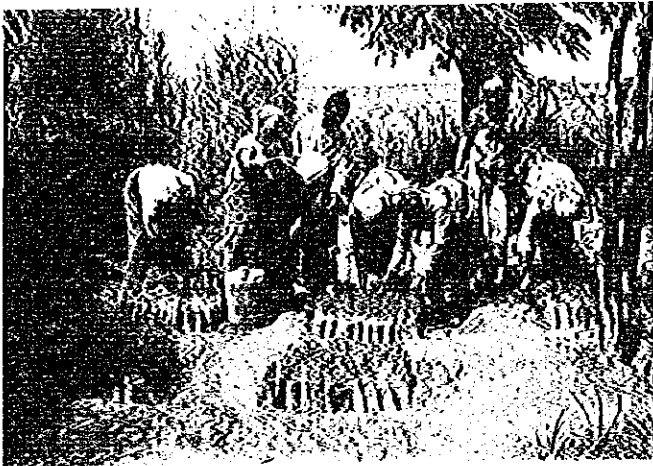


ケニア社会林業訓練計画 II



住民男女への聞き取り調査

住民造林事業に参加する女性



小規模苗圃事業に参加する女性

プロジェクトが雇用している女性作業員



## まえがき

JICAでは、平成5年に「WID配慮の手引書」をJICA事業におけるWID配慮のためのガイドラインとして作成し、WIDの基本的な考え方やWID配慮の方法等を整理しました。そして、この手引書に基づき、平成5年度以降の新規プロジェクト（プロジェクト方式技術協力、開発調査）においてWID配慮を実施してきました。さらに、平成6年度からはプロジェクト技術方式協力と開発調査の事前調査段階でのWID配慮団員の予算が認められ、案件実施段階でのWID専門家の派遣も開始されました。WID配慮の実施については、現在社会林業、農村開発の案件を中心として、徐々に拡大してきております。

平成7年度の事業効率化基礎研究では、こうしたWID配慮への取り組みをより一層推進することを目的として、プロジェクト方式技術協力におけるこれまでのWID配慮実施状況を調査し、その結果を基に、分野別・形態別のWID配慮実施の傾向を把握し、今後のWID／WID配慮推進のための方策について提言を行ったものです。本報告書が広くJICA事業関係者によって有効に活用され、より一層のWID配慮がなされ、効果的な援助事業の実施が行われることを期待しています。

平成8年12月

国際協力事業団

企画部長 小田野 展丈

# 目 次

序文

写真

第1章 序論	1
1-1 調査の背景と目的	1
1-2 調査の実施体制	2
1-3 調査の方法および範囲	3
第2章 WID配慮の現状分析	5
2-1 WID配慮案件の選定基準および選定方法	5
2-2 WID配慮実施の傾向	9
2-3 特記すべきWID配慮事例	16
2-4 現地調査対象案件	31
2-5 WID配慮の成果	49
2-6 現存する問題点と制約要因	53
第3章 今後のWID配慮の可能性	56
3-1 PCM手法と連携させたWID配慮の可能性	56
3-2 プロジェクト方式技術協力における社会ジェンダー調査の実施時期と深度	58
3-3 セクター別のWID配慮の可能性	63
3-4 形態別のWID配慮の可能性	63
第4章 提言	64

資料

1. 参考文献	71
2. 現地調査日程	73
3. 現地調査主要面会者リスト	74
4. 質問票	76



## WIDに関する用語

### ：概念用語

#### WID (Women in Development) と GAD (Gender and Development)

WIDとGADの用語は、援助実施者の間では必ずしも厳密に区別されていなかったり、その意味も使われた時代<sup>14)</sup>や使用する人の立場によって異なる場合がある。以下、開発援助分野でのWIDとGADの考え方を単純化して説明したものを示す。

WIDは、「より効果的な開発援助を実施することを目的として女性が自主的な開発の担い手であることに留意し、開発のすべての段階への女性の積極的な参加の確保に配慮した開発を進める」という考え方を示す。

これに対し、GADは、持続的で公平な開発を目的として「対象社会における男女の社会的役割や相互関係（ジェンダー）を理解して、社会的に不利益な立場にいる住民男女が社会的発言権を獲得して力をつける（エンパワーメント）ことに配慮した開発を進める」という考え方を示す。

この考えに基づけば、WIDで女性が主たる対象であったのに対し、GADでは男女双方が考慮の対象となる。しかし、現在多くの機関では、WIDという用語を使いながら、対象社会男女に配慮する（ジェンダー配慮あるいはWID配慮）ようになってきており、WIDがジェンダー配慮の意味を含むようになってきている。

#### エンパワーメント(empowerment)

エンパワーメントとは、個々人が社会的発言権を持つことによって力を得るだけでなく、社会変革の担い手としてそれらの人々が連帯して力を得るという意味合いを持つ。

WIDの場合には、特に長期的視点にたつて女性を含めた社会的弱者の社会的地位を向上させる場合にエンパワーメントという概念が使われる。

#### ジェンダー (gender)

男性と女性の違いは、体の造りなどによる「生物学的な性差（セックス：sex）」と、女らしさあるいは男らしさといった言葉に代表されるような特定の社会で共有されている価値観や個々人の価値観などによって規定される「社会的な性差（ジェンダー：gender）」がある。生物学的な性差は、基本的には変更不可能だが、男女の役割やその相互関係を示す社会的な性差は、人々の考え方や価値観によって規定されているために、これが変われば変化する。身近な例をとれば、「保育は女性の仕事」あるいは「保育の仕事は男性に向かない」という社会的な認識が変化することによって、保父さんが登場したことなどが挙げられる。

#### ジェンダー・ニーズ (gender needs)

ジェンダー・ニーズとは、男女がそれぞれの社会的役割を遂行して生活を営んでいく上で必要なニーズを意味する。一般にジェンダー・ニーズを把握する時には、実践的ニーズ (practical needs) と戦略後ニーズ (strategic needs) に分けて把握され

<sup>14)</sup> WIDの変遷については「WID配慮における社会・ジェンダー分析」国際総合研修所1994年、第3章を参照のこと。

る。

実践的ニーズとは、対象社会の男女が自分の役割や責任を遂行するために必要なニーズを示す。例えば、生活環境が整わないことが多い途上国では、水、電気、教育など具体的に男女双方にとって不便・不利な状況を緩和するものが実践的ニーズとして挙げられる。これに対し、戦略的ニーズは、不平等な男女の関係性を変えていくためのニーズを示す。多くの途上国では、女性が男性に対して従属的な状況にいる場合が多いため女性の権利の確保、家庭内暴力からの保護、賃金や社会待遇面での男女平等などが含まれる。

#### メイン・ストリーミング (mainstreaming)

メイン・ストリーミングは、開発の主体として女性を開発に組み入れることを意味する。具体的には、マクロレベルの援助政策プログラム作りから個々のプロジェクトの作成や運営に至るすべての援助活動で女性の積極的参加を促進し、女性も開発の主演とすること、あるいはそれぞれの援助活動において女性の抱える問題を把握しそれに対する解決方法を示すことを意味する。

#### ：WID関連の出来事

##### 国際婦人年と国連婦人の10年 (United Nations Decade for Women)

あらゆる分野女性の参加、男女平等の促進、女性の潜在能力の活用を目指した世界規模の行動を行なうために、国連は1972年の総会において1975年を**国際婦人年**と定めた。1975年には、133ヶ国の政府代表、NGO、国連からの参加を得て、メキシコで国際婦人年会議が開催され、メキシコ宣言世界行動計画が採択された。更に同年の国連総会では、1976年から1985年までの10年間を**国連婦人の10年**と定め、国際婦人年の目標達成のために努力することを提唱した。国連はこの期間に各国が行動計画を策定し、それを実施、評価することを目標としている。

##### ナイロビ将来戦略 (The Nairobi Forward-Looking Strategies)

国連婦人の10年の最終年にあたる1985年にナイロビで「国連婦人の10年の成果とレビューと評価のための世界会議」が開催され157ヶ国が参加した。この会議で採択された長期的活動ガイドラインが**ナイロビ将来戦略**である。このガイドラインは、国連婦人の10年間の活動に対する評価に基づいて作成され、今後各国が取り組むべきことを示している。

##### 北京会議

1975年の国際婦人年にメキシコで開催された世界婦人会議、1980年にコペンハーゲンで開催された国連婦人の10年中間世界会議、1985年にナイロビで開催された国連婦人の10年最終年会議にひきつづく、第4回目の国際婦人会議。1995年に北京で開催される。

## ：WID関連プロジェクトに関する用語

### ナショナル・マシーナリー (National Machinery)

「国連婦人の10年」の成果として策定された行動計画に基づき、その計画実施のために各国で発足した官民の国内組織を示す。女性に関する政策レベルでの提言、各省庁におけるWIDの促進とその活動の調整、女性関連活動の促進とモニタリングなど様々な分野で中心的役割を果たすことが期待される。

### ジェンダー分析 (Social Gender Analysis)

対象社会の状況を把握するための分析手法のひとつ。男女の役割やニーズの違いや相互関係を把握することを目的として実施される。社会・ジェンダー分析のフレームワークは、対象社会にある集団を比較分析する上で有効である。そのため、宗教等によって分類される集団の分析にも活用することができる。

対象社会きめこまかくを把握し、それをプロジェクトの計画作成、実施、評価に役立てる。

### WID案件とWID配慮案件

各援助機関では、WIDへの取り組みを明らかにするために、WIDの視点から援助プロジェクトを分類している。しかし、多くの各援助機関が各々の政策や組織体制に合った形で分類を実施しており、同じ用語を使っているにもかかわらず各援助機関の分類が一致してないことがあるので注意しなくてはならない。ここでは、JICAにおける分類を紹介する。

#### WID案件：WID-Specific Project

WID案件は、対象社会の女性の社会・経済状況の改善を目的とし、女性が主な対象者であるプロジェクトを示す。

#### WID配慮案件：WID-Integrated Project

これに対し、「WID配慮案件」は、以下の3つの要件のいずれかに該当するものを示し、必ずしも女性がプロジェクトの対象者になるとは限らない。

1. プロジェクトの計画・実施にあたり女性の参加の可能性がある。
2. 女性がプロジェクトの意図的な受益対象者となる。
3. プロジェクトの実施により女性が不利益を被る可能性がない。

### アクセスとコントロール

アクセスとは「土地、労働、資金といった経済活動を行う上での資源やサービスなどを使用できること、あるいは使用する権利を有すること」を意味する。これに対してコントロールは「資源やサービスなどの管理について決定したり、所有したりする権利」を意味する。

例えば、伝統的に女性が土地の耕作権を持つのに所有権を持たない場合は、「女性は土地に対してアクセスがあるがコントロールがない」という。また、教育の機会がある場合は「教育へのアクセスがある」などの使い方をする。





# 第1章 序論

## 1-1 調査の背景と目的

途上国における女性支援の重要性が国際的に認識される中、JICAは、1990年（平成2年）より、WID援助研究会開催、環境・WID等事業推進室の設置、事業部へのWID担当者の配置、在外WID担当者の指名とWID推進のための体制整備を実施し、1993年（平成5年）4月には、企画部に環境・女性課が設置されるに至った。

JICAは、（1）生産活動および再生産活動<sup>※1</sup>において女性が果たしている役割の重要性を十分認識し、受益者としてのみならず、開発の担い手として、開発のすべての分野およびプロセスへの女性の積極的な参加を促進すること、および（2）途上国の女性のおかれている社会・経済的状況の改善、教育訓練等を通じ、女性の全般的な地位の向上を促進することをWIDへの取り組みの基本的な考え方として掲げている<sup>※2</sup>。この基本的認識を踏まえて、JICAは、女性がプロジェクトの主な対象者（受益者・参加者）であるWID案件（WID-Specificプロジェクト）と女性が対象者の一部であるWID配慮案件（WID-Integratedプロジェクト）を設定した。そして、WIDを推進するためにWID案件の数を増やすと同時に、既存および新規案件にWID配慮を導入する政策を実行した。

環境・女性課はWID配慮導入の手段として、1993年（平成5年）に「WID配慮の手引書」を作成し、事業部および協力隊関係者に対し説明会を実施した。その他にも国際協力総合研修所において「WID配慮における社会/ジェンダー分析手法調査報告書（平成5年）」や「社会林業におけるジェンダーの視点調査研究報告書（平成6年）」などが発行され、WID配慮の導入が促進された。平成6年度には、35のプロジェクト方式技術協力案件がWID配慮案件として実績計上されるに至り、個々の案件におけるWID配慮の実施状況ならびにWID配慮の現状と課題を調査する必要性が生じた。このような背景のもと、次に述べる目的で調査・研究を行うこととした。

- 1) プロジェクト方式技術協力案件<sup>※3</sup>におけるWID配慮の現状を調査し、課題を分析する。
- 2) 上記調査結果をもとに、分野別、形態別のWID配慮実施の傾向を把握し、今後のWID/WID配慮推進のための提言を行う。

<sup>※1</sup> 生産活動とは収入を得るために必要な活動（農作業・小売り・雇用労働など）を指し、再生産活動とは、生活していくために必要な活動（水汲み、薪集め、買い物、家事、育児など）を意味する。

<sup>※2</sup> 国際協力事業団企画部環境・女性課「JICAのWIDへの取り組み」平成5年版

<sup>※3</sup> プロジェクト方式技術協力とは、開発途上国の経済・社会の発展に寄与することを目的とし、当該国の開発計画の中に明確に位置付けられた特定の開発対象分野において、当該国の要請に応じ、特定の目的、内容・範囲、期間を設定し、当該国との共同事業として、かつ、人的能力の向上を主眼として実施されるものである。その実施形態は、①専門家の派遣、②研修員の受入、③機材供与の三つの基本形態を一つの事業計画（年報では協力事業、プロジェクト）として有機的に統合させ、事業計画の立案から実施、評価までを一貫して、計画的かつ総合的に運営・実施するものである。

## 1—2 調査の実施体制（平成8年2月～平成8年12月）

### （1）調査及び報告書への助言

- ・鈴木 陽子 国際協力専門員
- ・田中 由美子 国際協力専門員（平成8年9月以降）
- ・佐藤 都喜子 国際協力専門員
- ・桂井 宏一郎 国際協力専門員

### （2）事務局

- ・木下 俊夫 企画部環境・女性課長
- ・佐藤 由利子 企画部環境・女性課長代理
- ・山本 真次 企画部環境・女性課（平成8年5月まで）
- ・早川 徹 企画部環境・女性課（平成8年6月以降）
- ・畑中 初音 企画部環境・女性課ジュニア専門員（平成8年6月まで）
- ・西谷 佳純 企画部環境・女性課特別囑託（平成8年4月まで）
- ・雑賀 葉子 企画部環境・女性課ジュニア専門員
- ・嶋田 知子 企画部環境・女性課ジュニア専門員（平成8年4月以降）

### （3）コンサルタント（役務提供）（平成8年2月～平成8年3月）

- ・西野 桂子 グローバル・リンク・マネージメント（株）
- ・原口 孝子 グローバル・リンク・マネージメント（株）

### 1-3 調査の方法および範囲

1) 平成6年度に実績計上された35件のWID配慮案件のうち、ネパールの「林業普及計画」は同年開始の「村落振興・森林保全計画」に引き継がれたことから除外し、現在計画段階にある以下の3案件を追加し、計37案件を調査の対象とした(表1-1参照)。

- ・パラグアイ 東部造林普及計画
- ・インドネシア 酪農技術改善計画
- ・フィリピン 農村生活改善研修強化計画

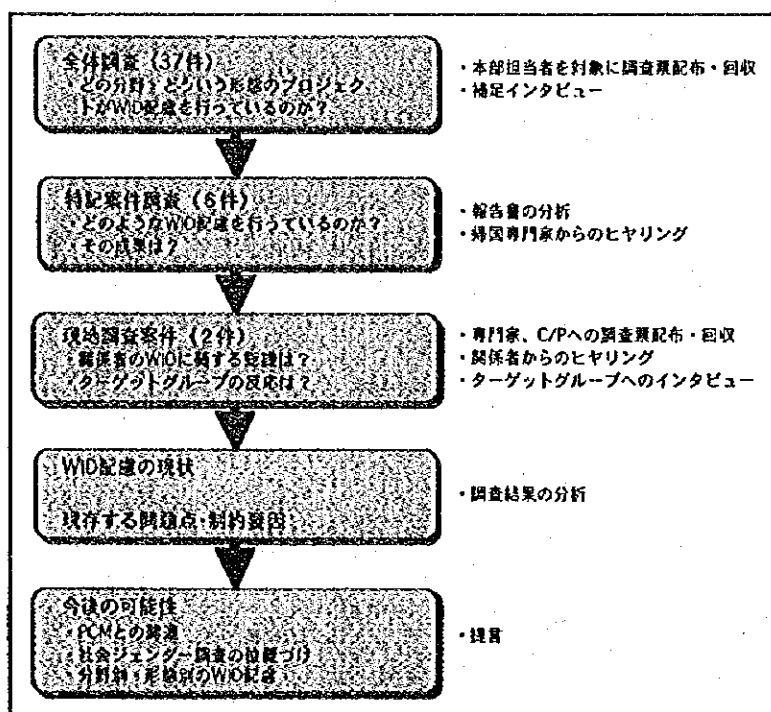
2) JICA事業部における上記37案件の担当者に対し、「WID配慮の手引書」に掲載されている「WID配慮のためのチェックリスト」をもとに作成した調査票を配布・回収し、必要に応じて担当者への補足インタビューを実施した。

3) 37案件中、表1-1において\*を付した6件を特記すべき案件として報告書の分析や帰国専門家へのヒヤリングを行った。

4) さらに\*\*を付したケニアの2案件(林業および保健医療分野)につき現地調査を実施し、専門家・カウンターパート、受益者およびプロジェクト関係者に対し、調査票をもとにした聞き取り調査を行った。

5) 上記の調査結果を分析・検討し、今後のWID配慮の可能性をまとめた(図1-1)。

図1-1 調査のフレームワーク



### 1-3 調査の方法および範囲

1) 平成6年度に実績計上された35件のWID配慮案件のうち、ネパールの「林業普及計画」は同年開始の「村落振興・森林保全計画」に引き継がれたことから除外し、現在計画段階にある以下の3案件を追加し、計37案件を調査の対象とした(表1-1参照)。

- ・パラグアイ 東部造林普及計画
- ・インドネシア 酪農技術改善計画
- ・フィリピン 農村生活改善研修強化計画

2) JICA事業部における上記37案件の担当者に対し、「WID配慮の手引書」に掲載されている「WID配慮のためのチェックリスト」をもとに作成した調査票を配布・回収し、必要に応じて担当者への補足インタビューを実施した。

3) 37案件中、表1-1において\*を付した6件を特記すべき案件として報告書の分析や帰国専門家へのヒヤリングを行った。

4) さらに\*\*を付したケニアの2案件(林業および保健医療分野)につき現地調査を実施し、専門家・カウンターパート、受益者およびプロジェクト関係者に対し、調査票をもとにした聞き取り調査を行った。

5) 上記の調査結果を分析・検討し、今後のWID配慮の可能性をまとめた(図1-1)。

図1-1 調査のフレームワーク

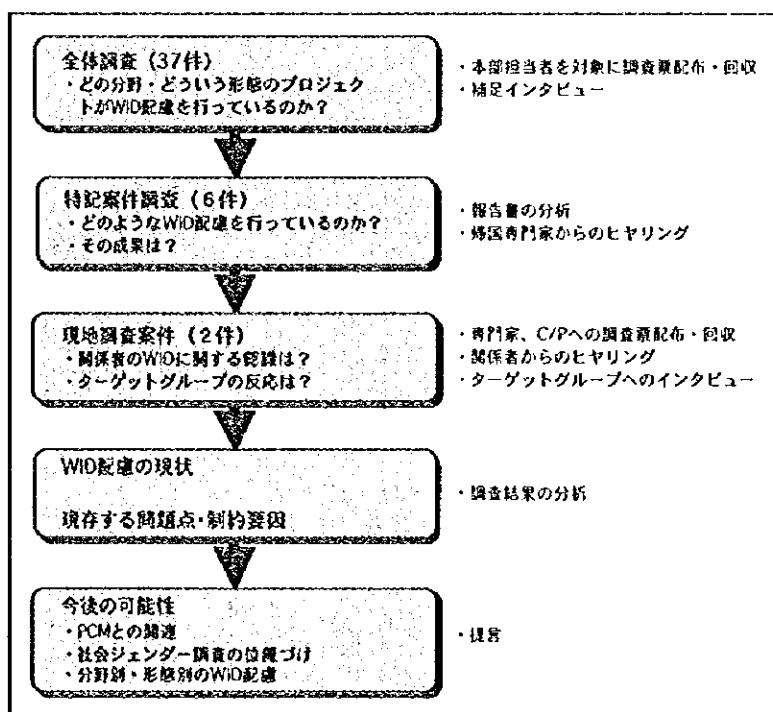


表1-1 調査対象案件リスト

番号	分野	特記	国名	プロジェクト名	協力期間(年月)	段階
農1	農業	*	フィリピン	農村生活改善研修強化計画	1996.7~2001.7(予定)	計画
農2	農業		ネパール	園芸開発計画Ⅱ	1992.11~1997.11	実施
農3	農業	*	インドネシア	南東スラウェン州農業農村総合開発計画	1991.3~1996.2(97.2まで延長)	実施
農4	農業		インド	二酸化炭素養蚕技術開発計画	1991.6~1996.5	実施
農5	農業		ドミニカ共和国	胡椒開発計画Ⅱ	1992.7~1997.7	実施
農6	農業		パラグアイ	ピラール南部地域農村開発計画	1994.7~1999.6	実施
林1	林業		タイ	東北タイ造林普及計画	1992.4~1997.3	実施
林2	林業	*	ネパール	村落振興・森林保全計画	1994.7~1999.7	実施
林3	林業	**	ケニア	社会林業訓練計画Ⅱ	1992.11~1997.11	実施
林4	林業		タンザニア	キリマンジャロ村落林業計画Ⅱ	1993.1~1998.1	実施
林5	林業	*	パラグアイ	東部造林普及計画	1996.4~2001.4	計画
畜1	畜産		ホンデュラス	養豚開発計画	1993.5~1998.5	実施
畜2	畜産	*	インドネシア	酪農技術改善計画	1996.11~2001.10(予定)	計画
医1	保医		インドネシア	家族計画・母子保健プロジェクト	1989.11~1992.11(94.11まで延長)	終了
医2	保医	*	フィリピン	家族計画・母子保健プロジェクト	1992.4~1997.3	実施
医3	保医		タイ	家族計画・母子保健プロジェクト	1991.6~1996.5	評価
医4	保医		メキシコ	家族計画・母子保健プロジェクト	1992.4~1997.3	実施
医5	保医		ペルー	家族計画・母子保健プロジェクト	1989.10~1994.10	終了
医6	保医		チュニジア	人口教育促進プロジェクト	1993.3~1998.3	実施
医7	保医		タンザニア	母子保健プロジェクト	1994.12~1999.11	実施
医8	保医	**	ケニア	人口教育促進プロジェクトⅡ	1993.12~1998.12	実施
医9	保医		トルコ	人口教育促進プロジェクトⅡ	1993.11~1998.11	実施
医10	保医		タイ	公衆衛生プロジェクト	1991.9~1996.8	評価
医11	保医		タイ	エイズ予防対策プロジェクト	1993.3~1996.6	評価
医12	保医		ネパール	医学教育プロジェクト	1989.6~1994.6(96.6まで延長)	評価
医13	保医		ホンデュラス	看護教育強化プロジェクト	1990.9~1995.8	終了
医14	保医		エジプト	カイロ大学小児病院プロジェクトⅡF/U	1989.7~1994.6(96.6迄フォローアップ)	評価
医15	保医		エジプト	カイロ大学看護学部プロジェクト	1994.4~1999.3	実施
医16	保医		マラウイ	公衆衛生プロジェクト	1994.9~1999.8	実施
医17	保医		ブラジル	東北ブラジル公衆衛生プロジェクト	1995.2~2000.2	実施
医18	保医		ネパール	プライマリ・ヘルスケア・プロジェクト	1993.4~1998.3	実施
医19	保医		パラグアイ	地域保健強化プロジェクト	1994.12~1999.11	実施
医20	保医		ラオス	日本・WHO公衆衛生プロジェクト	1992.10~1997.9	実施
医21	保医		ネパール	結核対策プロジェクトⅡ	1994.7~1999.7	実施
医22	保医		フィリピン	公衆衛生プロジェクト	1992.9~1997.8	実施
医23	保医		ソロモン諸島	プライマリ・ヘルスケア推進プロジェクト	1993.4~1998.3	実施
社1	社開		フィリピン	地方生計向上計画	1991.10~1996.9	評価

注 1) 「特記」欄に示したマークは以下をあらわす。

\* : 特記すべきWID配慮案件

\*\* : 現地調査対象案件

2) 本調査は1996年3月現在のプロジェクトのサイクルを示し、終了まで6カ月以内のプロジェクトは評価段階に分類している。

3) 上記で農4と農5は畜産技術協力課が担当しているが、それぞれ養蚕、胡椒栽培にかかる案件であるため農業分野に分類している。

## 第2章 WID配慮の現状分析

### 2-1 WID配慮案件の選定基準および選定方法

対象地域および協力分野において社会的役割やニーズが男女で異なることが多い。ゆえに、この違いを考慮に入れて案件を計画・実施・評価しなければならないというのが、WID配慮の基本概念である。したがって、プロジェクトの直接・間接の受益者（ターゲットグループ）が住民であるかぎり、本来はすべての案件でWID配慮は必要であるといえる。しかしながら、WIDの導入期にあたっては、プロジェクト方式技術協力案件（以下プロ技案件）のなかで特にWID配慮が必要な案件を選定し、限られた人的財政的資源を投入し、WID配慮の事例を積み上げていく必要がある。このような考え方のもとで、企画部は1993年11月10日に関係事業部あてにWID案件およびWID配慮案件の選定および取扱いに関する通達を行った。通達に記されたWID配慮案件の選定基準は以下の3点であり、JICAにおいてWID配慮を実施することが望ましい分野は表2-1のとおり示された。

#### WID配慮案件の選定基準

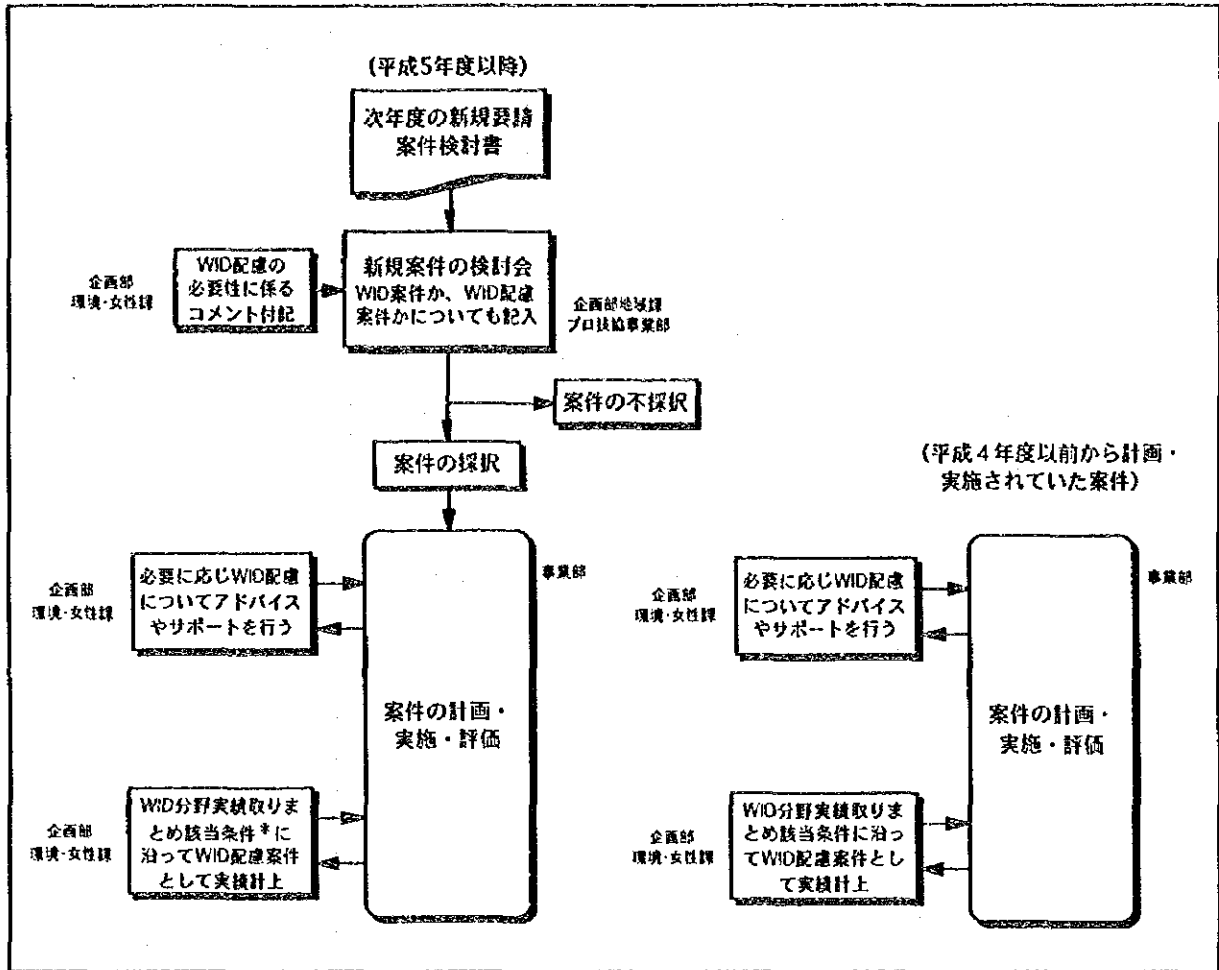
- 1) プロジェクトの計画・実施にあたり女性の参加の可能性がある。
- 2) 女性がプロジェクトの意図的な受益者対象者（の一部）となる。
- 3) プロジェクトの実施により女性が不利益を蒙る可能性がある。

JICAにおいては、上記の基準をもとに企画部地域課、環境・女性課および事業部が案件の採択にかかる検討段階からWID配慮の可能性を検討し、また、案件の採択後は、WID配慮の実施は事業部の主体性に委ねられるものの、環境・女性課が必要に応じアドバイスやサポートを行っている。さらにWID分野実績の取りまとめにあたっては、下記の「WID分野実績の取りまとめ該当条件」に照らして該当するものを事業部と環境・女性課の合意のもとに実績計上している。WID配慮案件の要請書検討から実績計上に至るプロセスは図2-1のとおりである。プロ技におけるWID配慮案件の集計は1990年度より開始され（表2-2参照）、案件数は1990年度の16件から1994年度には35件へと伸びを示している（図2-2参照）。

表2-1 JICAにおいてWID配慮を実施することが望ましい分野

	主な案件名	主なWID配慮の視点
社会開発分野	<p>&lt;地域開発&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域総合開発、観光開発</li> <li>・貧困対策（地方生計向上等）</li> </ul> <p>&lt;教育&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職業訓練</li> <li>・教育（教員養成等）</li> </ul> <p>&lt;水資源、環境保全&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地下水開発、水資源開発</li> <li>・生活インフラ整備（上水道、下水道、廃棄物処理等）</li> <li>・環境保全</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の生産活動、再生産活動（家事労働、育児等）社会活動への女性の関与の状況及び要望の把握</li> <li>・女性の労働負担軽減、生活水準向上、雇用創出をもたらす計画の策定</li> <li>・女性の地域社会への参加の促進</li> <li>・女子の就学促進、女性の成人教育</li> <li>・女性の教員養成</li> <li>・様々な分野への技術訓練への女性の参加の促進</li> <li>・水の利用（水汲み、水の利用、水源の保全）、環境の保全（自然環境、生活環境）への女性の関与の状況及び要望の把握</li> <li>・女性も利用/管理しやすい施設の設計、施設の維持管理への女性の参加の促進</li> <li>・環境保全活動への女性の知識の活用と参加の促進</li> </ul>
保健医療分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域保健</li> <li>・家族計画</li> <li>・看護教育</li> <li>・産婦人科</li> <li>・プライマリヘルスケア</li> <li>・母子保健、人口教育</li> <li>・小児科の強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民男女の（伝統的、近代的）保健医療サービスへのアクセスと利用の状況及び要望の把握</li> <li>・保健活動への女性の積極的な参加の促進</li> <li>・家族計画活動への男性の理解、協力の促進</li> <li>・女性のプライバシーを配慮した、女性の利用しやすい施設の設計</li> </ul>
農業分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農村総合開発</li> <li>・農村生活改善</li> <li>・農業技術改良、普及</li> <li>・農業関連施設（加工センター、貯蔵センター等）</li> <li>・農業資機材貸付与</li> <li>・農用地整備（灌漑等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業生産活動やその他の活動（家事労働、育児、社会活動等）への女性の関与の状況及び要望の把握</li> <li>・農業関連施設、農業技術普及、農業資機材、信用等の財やサービスの、女性の男性と同等な利用の促進、研修機会の賦与</li> <li>・女性の再生産労働（家事、育児等）の労働負担軽減</li> <li>・生活環境の保全</li> <li>・地域社会への女性の参加の促進</li> </ul>
林業・水産業分野	<p>&lt;林業分野&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会林業、村落林業</li> <li>・森林保全管理（林業技術改良、普及、林産物加工、基礎研究等）</li> </ul> <p>&lt;漁業分野&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁村開発</li> <li>・養殖技術改良、普及</li> <li>・水産物加工技術改良、普及</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活における森林生産物の利用、森林環境の保全技術の把握と意見聴取（特に生活を担う女性の意見の聴取）</li> <li>・地域住民男女の生活と知識を重視した森林利用計画策定</li> <li>・漁村及び漁村生活における女性の関与の状況と要望の把握</li> <li>・漁業関連施設、技術、資機材、信用等の財やサービスの、女性の男性と同様な利用の促進、研修機会の賦与</li> </ul>
鉱工業分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小規模産業振興</li> <li>・女性が多く従事している分野の産業技術開発・改善、施設の建設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小規模産業やインフォーマルセクターに働く女性たちへの技術、資機材の支援、信用の供与</li> <li>・技術開発・改善における、その産業に従事する女性の意見聴取</li> <li>・女性労働者の労働環境の改善（施設整備等）</li> </ul>

図2-1 WID配慮案件の要請書検討から実績計上に至るプロセス



**\*WID分野実績の取りまとめ該当条件**

(下記のいずれか一つに該当すればWID関連実績に計上)

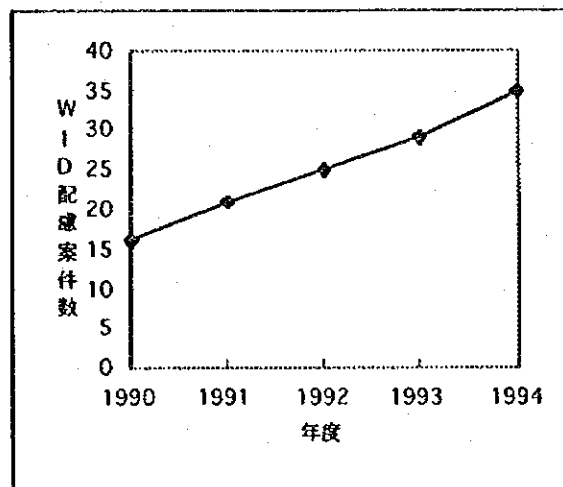
1. 女性が主な受益対象グループとなっている。  
女性の社会・経済状況の改善や女性の地位向上を目指している。
2. 女性が受益対象グループの一つとなっている。  
女性の社会・経済状況の改善や女性の地位向上がプロジェクトの実施目的の一つに含まれている。
3. 女性がプロジェクトの計画または実施グループの一つとして参加している。  
プロジェクトの目的達成のためには、女性が計画段階または実施の段階で関与することが必要であったので、女性がプロジェクトの参加者 (agents) となっている。
4. プロジェクトによる女性グループへの影響が検討されている。もしくはそのための対策が講じられている。  
女性がプロジェクトのターゲットグループ (の一つ) として明確には意識されていないが、プロジェクトによる女性に対するポジティブまたはネガティブな影響が調査または検討されている。また、ネガティブな影響に対しては、できればその対策が講じてある。



表2-2 プロ技におけるWID配慮案件数

年度 (平成)	実施中の 総案件数	うちWID配慮案件 (%)
1990 (2)	185	16 (8.6)
1991 (3)	183	21 (11.5)
1992 (4)	207	25 (12.1)
1993 (5)	169	29 (17.1)
1994 (6)	216	35 (16.2)

図2-2 プロ技におけるWID配慮案件数の推移



前述のとおり1994年度にWID配慮案件に実績計上されたプロジェクトは35件で、その分野別内訳は、農業5件、林業5件、畜産1件、保健医療23件、社会開発1件であった。次項では、1-2で述べた理由でネパール「林業普及計画」を除外し新規の3件を加えた計37件の調査対象案件のうち、1996年4月19日までに担当者から質問票を回収することができた26案件(表2-3)のWID配慮状況を述べる。

表2-3 WID配慮実施状況の分析対象案件

番号	分野	特記	国名	プロジェクト名
農1	農業	*	フィリピン	農村生活改善研修強化計画
農2	農業		ネパール	園芸開発計画Ⅱ
農3	農業	*	インドネシア	南東スラウェシ州農業農村総合開発計画
農4	農業		インド	二化性養蚕技術開発計画
農5	農業		ドミニカ共和国	胡椒開発計画Ⅱ
農6	農業		パラグアイ	ピラール南部地域農村開発計画
林1	林業		タイ	東北タイ造林普及計画
林2	林業	*	ネパール	村落振興・森林保全計画
林3	林業	**	ケニア	社会林業訓練計画Ⅱ
林4	林業		タンザニア	キリマンジャロ村落林業計画Ⅱ
林5	林業	*	パラグアイ	東部造林普及計画
畜1	畜産		ホンデュラス	養豚開発計画
畜2	畜産	*	インドネシア	酪農技術改善計画
医2	保医	*	フィリピン	家族計画・母子保健プロジェクト
医4	保医		メキシコ	家族計画・母子保健プロジェクト
医6	保医		チュニジア	人口教育促進プロジェクト
医7	保医		タンザニア	母子保健プロジェクト
医8	保医	**	ケニア	人口教育促進プロジェクトⅡ
医9	保医		トルコ	人口教育促進プロジェクトⅡ
医10	保医		タイ	公衆衛生プロジェクト
医11	保医		タイ	エイズ予防対策プロジェクト
医14	保医		エジプト	カイロ大学小児病院プロジェクトⅡ F/U
医15	保医		エジプト	カイロ大学看護学部プロジェクト
医16	保医		マラウイ	公衆衛生プロジェクト
医19	保医		パラグアイ	地域保健強化プロジェクト
社1	社開		フィリピン	地方生計向上計画

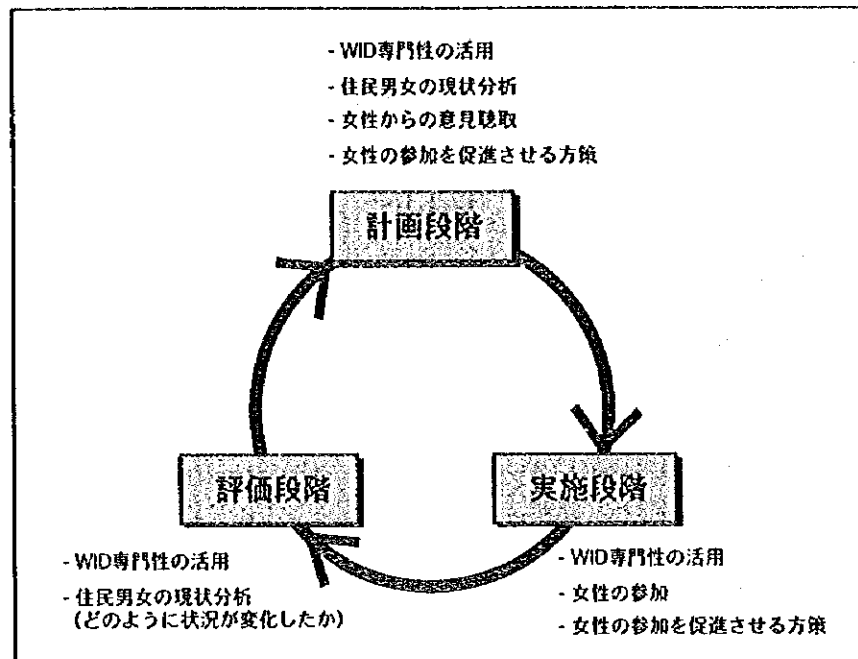
## 2-2 WID配慮実施の傾向

### (1) WID配慮の方法

プロジェクトで具体的にWID配慮を行うには、対象地域(国)や分野により多数の方法が考えられるが、JICAでは、計画・実施・評価というプロジェクト・サイクルにおいて次の5つの方法を図2-3に示したように導入することから始めている。

- ・WID専門性の活用
- ・住民男女の現状分析
- ・女性からの意見聴取
- ・女性の参加を促進させる方策
- ・女性の参加

図2-3 プロジェクトサイクルにおけるWID配慮の方法



「WID配慮の手引書」は、第1章で述べたとおり、「開発における女性の役割を重視し、開発の各プロセスに女性の参加を促進する」という目的のもとに作成され、WIDという言葉を使用している。しかし、多くの援助機関が現在WIDに替えて男女の関係や社会的性差により注目したジェンダーと開発 (Gender and Development : GAD) という言葉と概念を使用しており、JICAにおいても後述するケニア「人口教育促進プロジェクトII」のように、すでにジェンダー配慮を実践しているプロジェクトもある。(現行ではWID配慮という言葉を使いつつ、実際にはジェンダー配慮を行っているケースも多い。) ただしJICA内ではWID配慮とジェンダー配慮の区別がまだ定義されていないため、この調査では両者の区別をせず全てWID配慮で統一し、統計に含めている<sup>31)</sup>。

## (2) WID配慮の実施状況

案件担当者による質問票回答および補足調査より表2-4を作成した。これは、プロジェクト・サイクルの各段階でどの案件がどのようなWID配慮を実施したかを示すものである。

<sup>31)</sup> しかし、ジェンダーおよびジェンダー配慮の方が正確な場合は、そのむね記述している。

表2-4 WID配慮実施案件名

WID配慮の方法	WID配慮を実施したプロジェクト	WID配慮実施内容(要約)
計画段階	1) WID専門性の活用 農1 フィリピン農村生活改善研修強化 林2 ネパール村落振興・森林保全 林5 パラグアイ東部造林普及 畜2 インドネシア酪農技術改善 医8 ケニア人口教育促進Ⅱ	事前調査にWID配慮団員を派遣 WID配慮についてWID専門員に意見を求めた 事前・長期調査にWID配慮団員を派遣 事前調査にWID配慮団員を派遣 WID専門家が計画案作成に関与
	2) 住民男女の現状分析 農1 フィリピン農村生活改善研修強化 農3 インドネシア南東スラウェシ農業農村総合開発 林2 ネパール村落振興・森林保全 林3 ケニア社会林業訓練Ⅱ 林5 パラグアイ東部造林普及 畜2 インドネシア酪農技術改善 医8 ケニア人口教育促進Ⅱ 医9 トルコ人口教育促進Ⅱ 医15 エジプトカイロ大学看護学部 医19 パラグアイ地域保健強化	WID政策から男女のニーズまでスポット調査 農村調査時に住民女性の役割を認識 WID政策、森林利用やニーズの男女差等を調査 専門家による社会経済調査・観察 WID政策、社会ジェンダー調査等実施 WID政策、社会ジェンダー調査等実施 人口調査、栄養調査、女性のニーズ調査等 IEC専門家が女性のニーズを調査 看護婦育成に関連する政策、計画等を調査 長期調査時に女性をターゲットに調査実施
	3) 女性からの意見聴取 農1 フィリピン農村生活改善研修強化 農3 インドネシア南東スラウェシ農業農村総合開発 林3 ケニア社会林業訓練Ⅱ 林5 パラグアイ東部造林普及 畜2 インドネシア酪農技術改善 医4 メキシコ家族計画・母子保健 医8 ケニア人口教育促進Ⅱ 医19 パラグアイ地域保健強化	受益予定者の女性グループより聞き取り 受益予定者の女性グループより聞き取り 試験的に設置した女性農民コースにてアンケート実施 男女別グループミーティングを開催 住民男女より聞き取り 女性グループより聞き取り 女性グループより聞き取り他 保健婦より聞き取り
	4) 女性の参加を促進する方策 林5 パラグアイ東部造林普及 畜2 インドネシア酪農技術改善 医2 フィリピン家族計画・母子保健	社会ジェンダー調査、女性研修等をPDMに明記 女性の参加しやすい活動策定を提言 WID配慮をR/D、報告書に明記
実施段階	1) WID専門性の活用 農3 インドネシア南東スラウェシ農業農村総合開発 林1 タイ東北タイ造林普及 林2 ネパール村落振興・森林保全 林3 ケニア社会林業訓練Ⅱ 林4 タンザニアキリマンジャロ村落林業Ⅱ 畜1 ホンデュラス養豚開発 医2 フィリピン家族計画・母子保健 医7 タンザニア母子保健 医8 ケニア人口教育促進Ⅱ	婦人組織強化短期専門家を派遣 WID短期専門家を派遣、ジェンダー調査・指導 WID長期専門家を派遣 WID専門員の調査団参加、WID短期専門家 WIDノウハウを持つコンサルタントの助言を求めた 環・女課より短期専門家派遣しWID調査実施 WID専門家を含むコンサルタント起用。専門員より助言 WID経験を持つ助産婦専門家を派遣予定 WID長期専門家を派遣
	2) 女性の参加 農3 インドネシア南東スラウェシ農業農村総合開発 林1 タイ東北タイ造林普及 林2 ネパール村落振興・森林保全 林3 ケニア社会林業訓練Ⅱ 林4 タンザニアキリマンジャロ村落林業Ⅱ 畜1 ホンデュラス養豚開発 医2 フィリピン家族計画・母子保健 医4 メキシコ家族計画・母子保健 医7 タンザニア母子保健 医8 ケニア人口教育促進Ⅱ 医9 トルコ人口教育促進Ⅱ 医10 タイ公衆衛生 医11 タイエイズ予防対策 医14 エジプトカイロ大学小児病院ⅡF/U 医15 エジプトカイロ大学看護学部 医19 パラグアイ地域保健強化 社1 フィリピン地方生計向上	女性グループ研修、女性普及員の参加等 研修への女性の参加 女性C/P配置。女性の参加を文書に明示 女性研修、造林・苗圃事業への参加、女性C/P配置等 女性への苗圃・樹木等の普及 研修への小規模農家の参加 助産婦、保健ボランティア(女性)を研修 TBA、保健助手、普及員、講師等大部分が女性 C/P責任者が女性 女性グループの参加。女性C/P配置 保健婦、助産婦等が教材作成ワークショップ参加 フロントラインワーカーの大多数が女性 相手側責任者が女性。職員も多くも女性 C/Pに看護婦がいる C/Pは全員女性 地域保健医療最前線で保健婦が活躍 モデル事業の対象として女性グループを取り上げた
	3) 女性の参加を促進する方策 林1 タイ東北タイ造林普及 林2 ネパール村落振興・森林保全 林3 ケニア社会林業訓練Ⅱ 畜1 ホンデュラス養豚開発 医8 ケニア人口教育促進Ⅱ	研修生募集方針を再検討し、女性の受講促進 プロジェクト活動として方策を検討中 男女均等雇用導入、送迎バス、祭品等 女性の参加を心がけている 女性ニーズに応えるコミュニティ活動実施

(次ページに続く)

(表2-4 続き)

WID配慮の方法		WID配慮を実施したプロジェクト	WID配慮実施内容(要約)
評価段階	1) WID専門性の活用	林3 ケニア社会林業訓練II 医2 フィリピン家族計画・母子保健	WID専門家のアドバイスを得る予定 実施段階と同様アドバイスを得る予定
	2) どのように現状が変化したか	農3 インドネシア南東スラウェシ農業農村総合開発 医2 フィリピン家族計画・母子保健 医4 メキシコ家族計画・母子保健	女性グループへの聞き取りを実施 住民男女の参画を項目に含めるよう指示 男女の状況変化を項目に含める予定

表2-5は、プロジェクトサイクルの各段階でWID配慮を実施していなかったケースについて担当者にその理由を書いてもらった結果である。

表2-5 WID配慮を実施しなかった理由(複数回答)

WID配慮の方法	WID配慮を実施しなかった理由 (複数回答)	左記理由を挙げた案件数						
		合計	農業	林業	畜産	保医	社開	
計画段階	1) WID専門性の活用	WID配慮案件と認識していなかった 当時WID配慮案件と指定されていなかった 医師への技術移転が主眼だった	4 1 2	1			3 2	1
	2) 住民男女の現状分析	WID配慮案件と認識していなかった 当時WID配慮案件と指定されていなかった 住民を対象としていないので必要なし	3 1 2	1			2 2	1
	3) 女性からの意見聴取	WID配慮案件と認識していなかった 当時WID配慮案件と指定されていなかった 住民を対象としていないので必要なし 医師への技術移転が主眼のため必要なし 山岳地帯のため時間的に無理 開始後WID短期専門家が行うこととした	3 1 2 2 1 1	1			2 2 2	1
	4) 女性の参加を促進する方策	要請内容が女性を特定対象としていた 当時WID配慮案件と指定されていなかった WID配慮案件と認識していなかった 団員の中に専門家が不在だった 住民を対象としていないので必要なし 医師への技術移転が主眼のため必要なし 現在疎外グループを未確認	1 1 3 1 2 1 1	1 1			2 1 2 1 1	1
実施段階	1) WID専門性の活用	住民を対象としていないので必要なし 普及専門家が長期不在 普及手法開発まで手が回っていない WID配慮案件と認識していなかった とくにWIDに焦点を当てた活動がない	2 1 1 3 1	1			2 2 1	1
	2) 女性の参加	普及専門家が長期不在 普及手法開発まで手が回っていない とくにWIDに焦点を当てた活動がない 女性の参加は十分。むしろ男性の参加要	1 1 1 1	1	1		1 1	
	3) 女性の参加を促進する方策	普及専門家が長期不在 WID配慮案件と認識していなかった とくにWIDに焦点を当てた活動がない 住民を対象としていないので必要なし 現在疎外グループを未確認	1 3 1 2 1	1			2 1 2 1	1
評価段階	1) WID専門性の活用	WID配慮案件と認識していなかった 住民を対象としていないので必要なし とくに必要性を感じない	3 2 1				2 2 1	1
	2) どのように現状が変化したか	WID配慮案件と認識していなかった 住民を対象としていないので必要なし とくに必要性を感じない	3 2 1				2 2 1	1

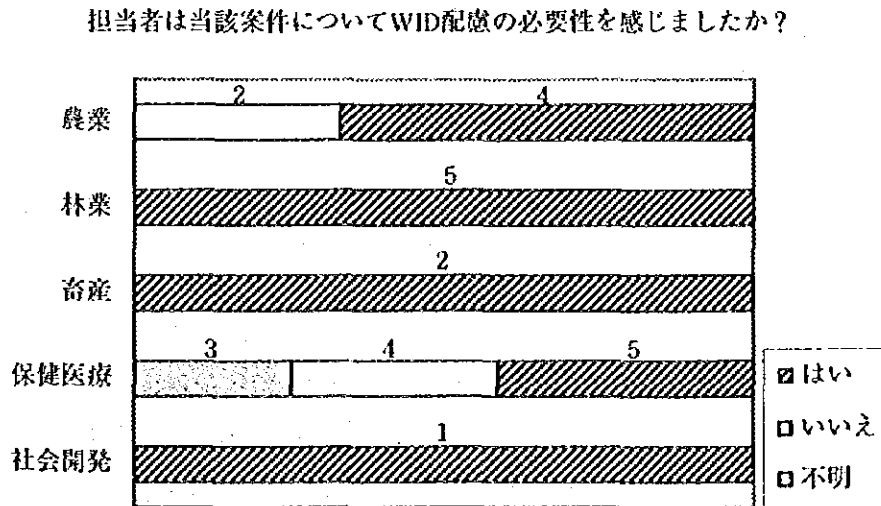
「不明」および無回答を除く。

表2-5を分析すると、事業部またはプロジェクト関係者がWID配慮を行わない理由は以下の3つにまとめられる。

- 1) WID配慮案件と認識していない、または当時WID配慮すべき案件と指定されていなかった。
- 2) 住民を対象としていないのでWID配慮の必要がない。
- 3) 専門家不在、その他の理由

WID配慮案件でありながら、WID配慮を行っていない案件は、後述するように、1) 担当官の意識の問題（例えば、担当官は案件を配慮案件ではなく、WIDそのものと認識している）、2) WID配慮案件形成のプロセスの問題（例えば、事業部と環境・女性課の間の十分な意思疎通がなされていない）、3) 選定基準の問題（例えば、医師への技術移転を目的としたプロジェクトがWID配慮案件に含まれている）、などの理由によると思われる。別の角度から分析するために、質問票に「担当者は当該案件についてWID配慮の必要性を感じましたか？」という質問を加えたが、分野別の回答結果は、図2-4のとおりである。

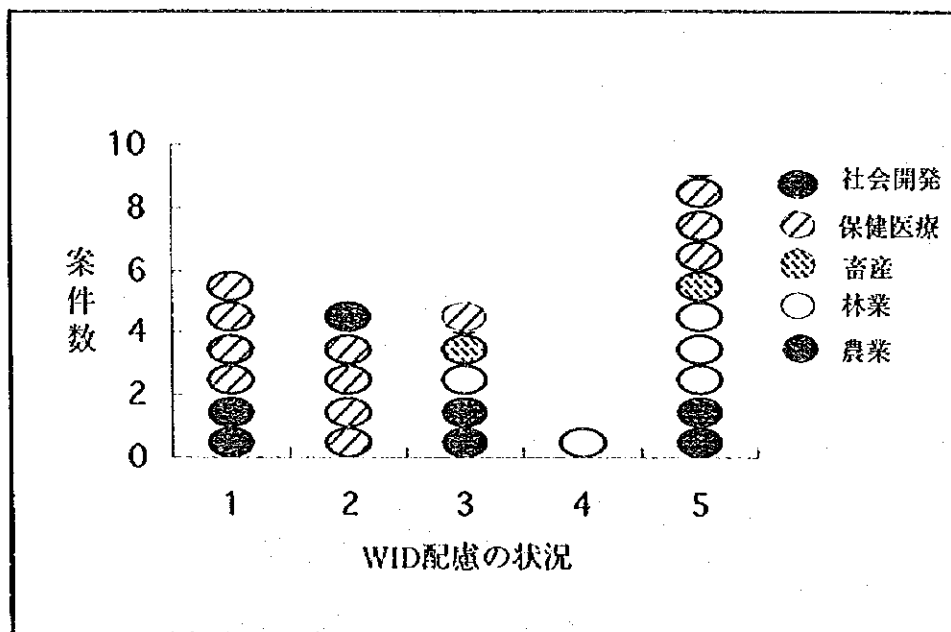
図2-4 事業部担当者のWID配慮の必要性に関する認識  
(数字は回答数)



以上の情報および補足質問への回答に基づいて、各案件におけるWID配慮の認識や組み入れの状況を以下の5つの項目に分けて表してみた結果は図2-5のとおりである。なお、メキシコ「家族計画・母子保健プロジェクト」(医4)は、担当者は質問票にWID配慮の必要性を感じていないと回答した。しかし担当者へのインタビューなど補足調査の結果、プロジェクトは計画段階からWID配慮を行っていることが判明した。したがって、全案件を詳細に調査すると、かなりの保健医療案件がグラフの右側に移動すると思われる。

- 1：担当者がWID配慮の必要性を感じていない
- 2：ほとんどWID配慮を行っていない
- 3：女性を受益者として捉えているにとどまる
- 4：実施段階からWID配慮を行っている
- 5：計画段階からWID配慮を行っている

図2-5 WID配慮の状況



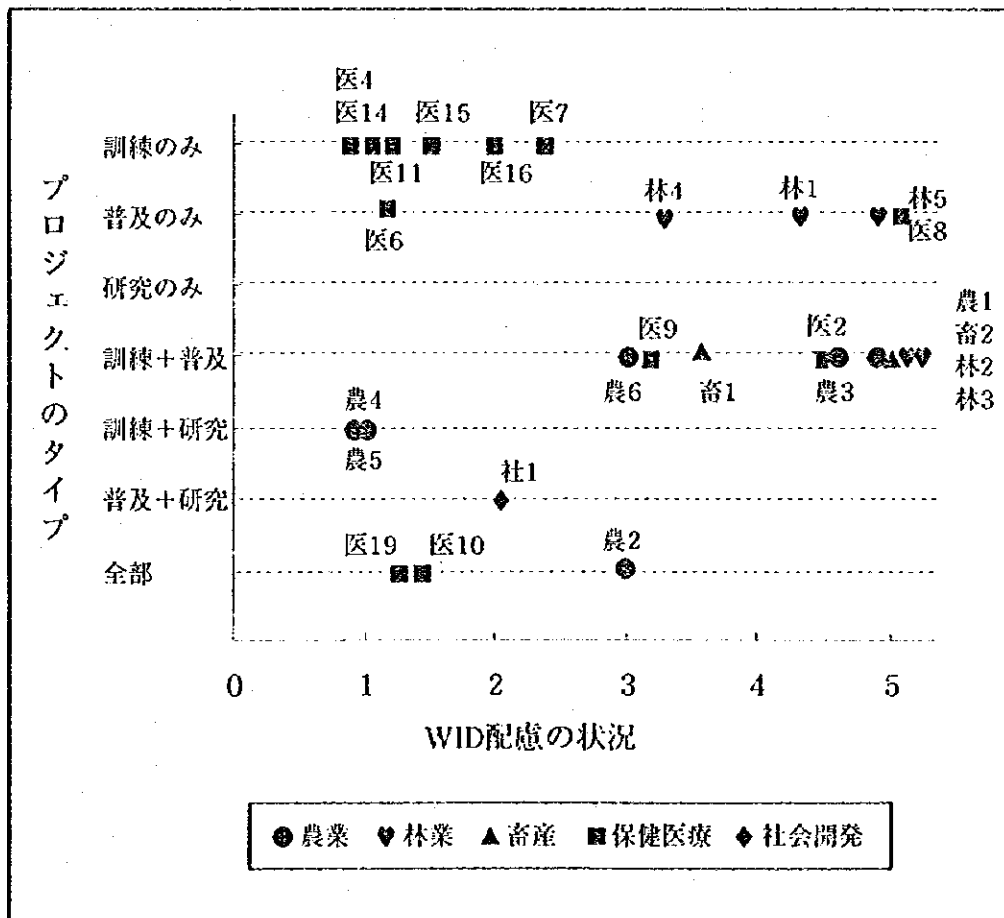
次にプロジェクトの開始時期で分析すると、対象の26案件の開始時期は、エジプトの「カイロ大学小児病院プロジェクトⅡフォローアップ」(医14)の1989年から、1996年に開始されるインドネシアの「酪農技術改善計画」(畜2)まで7年以上の開きがある。WID配慮の方法を示した「WID配慮の手引書」は1993年に発行されたので、同年以前に開始された案件の計画段階にWID配慮の導入を求めるのは無理である。しかし、調査の結果1993年以前に開始された10案件のうち、表2-6に示す4件が計画段階から部分的なWID配慮を行っていたことが判明した。なお、図2-5における留意点と同様、担当者が意識していないため表中に挙げられていないが実際には計画段階よりWID配慮を行っているプロジェクトが存在すると推測される。

表2-6 計画段階のWID配慮例（1993年以前のプロジェクト）

番号	国名	プロジェクト名	計画段階のWID配慮
農3	インドネシア	南東スラウェシ州農業農村総合開発計画	・長期調査員が社会分析を行った結果、女性グループに対する研修や性別役割分担への配慮等を提言
林3	ケニア	社会林業訓練計画II	・第1フェーズ終了時評価を基に1992年の事前調査時に女性コースの設置を提言 ・事前調査以前にモデル女性コースを実施し、女性農民の訓練参加の促進・制約要因を分析
医2	フィリピン	家族計画・母子保健プロジェクト	・女性の参加をR/Dに盛り込んだ
医4	メキシコ	家族計画・母子保健プロジェクト	・女性グループより意見を聴取した

最後に、訓練、研究、普及およびそれらの組み合わせというプロジェクトの形態とWID配慮の状況の関係をみてみると図2-6のとおりである。

図2-6 プロジェクトの形態とWID配慮の状況





担当者が記入した調査票をもとにまとめたWID配慮状況の概要は以上のとおりであるが、現在の担当者が計画時のことを知らない場合が多く、後述する「特記すべき案件」以外は、実際と異なる可能性もある。しかし、以上の分析より明らかになるWID配慮実施の傾向は次のとおりである。

- 1) 概して、農業・林業・畜産案件がWID配慮を促進している。
- 2) 普及活動を含む案件担当者の方がWID配慮の必要性を認識している。

### 2-3 特記すべきWID配慮事例

この項では、農業、林業、畜産、保健医療の各分野において特に効果的にWID配慮を導入していると思われる案件を取り上げて紹介する。表2-7に、対象案件と各々におけるWID配慮のポイントを開始時期の遅い順に示したが、1996年3月現在これらのうち3件（畜2、農1、林5）が計画段階、3件（林2、医2、農3）が実施段階にある。いずれの案件も、方法は様々であるが計画段階よりWID配慮を実施していること、プロジェクト文書や報告書にWID配慮に関連する記述があること、関係者のWIDに関する認識が高いこと等の共通点を持っている。

表2-7 特記すべきWID配慮案件

番号	プロジェクト名	WID配慮導入の特徴
畜2	インドネシア 酪農技術改善計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 計画段階から意図的にWID配慮を取り入れた。</li> <li>② 計画段階でWID配慮団員がカウンターパートと行った社会ジェンダー調査の結果、女性の参加しやすい活動が提言された。</li> <li>③ 社会ジェンダー調査実施が相手側と合意され、ミニッツに記載された。</li> </ul>
農1	フィリピン 農村生活改善研修強化計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>① WID-specificプロジェクトとして要請された経緯より、計画段階からWIDが協議の主題であった。</li> <li>② PCM参加型計画ワークショップの開催を経て計画されたWID配慮案件である。</li> <li>③ プロジェクト文書の随所にWID/ジェンダーへの配慮が明示されている。</li> <li>④ 関係者のWID/ジェンダーに対する認識が高い。</li> </ul>
林5	パラグアイ 東部造林普及計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 計画段階から意識的にWID配慮を取り入れた。</li> <li>② 計画段階でWID配慮団員が中心に行った社会ジェンダー調査の結果、関係者がWID配慮の必要性を確認した。</li> <li>③ WID配慮活動がPDMに明示されている。</li> </ul>
林2	ネパール 村落振興・森林保全計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>① WID分野長期専門家を派遣しているプロジェクトである。</li> <li>② プロジェクトの活動実施者の男女比率や参加NGOのWIDへの取り組みに留意している。</li> <li>③ 活動実施のマニュアルに、ジェンダーに配慮したニーズ把握や女性の参加促進を明記している。</li> </ul>
医2	フィリピン 家族計画・母子保健プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 主な受益者が女性であり、実質的にはWID-specificプロジェクトに近い。</li> <li>② 計画段階でWIDの視点を導入した活動が協議・合意され、R/Dにも記載された。</li> </ul>
農3	インドネシア 南東スラウェシ州農業農村総合開発計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 計画-実施-評価のプロジェクトサイクルを一通り経験したWID配慮案件である（現在延長期間中）。</li> <li>② WID配慮（女性や性別役割分担への配慮）は、農村住民の異なる社会的状況への配慮の一部を構成している。</li> <li>③ WID配慮の効果が女性に対してあらわれている。</li> <li>④ WID配慮実施が成果やプロジェクト目標の達成に貢献している。</li> </ul>

番2 インドネシア 酪農技術改善計画  
協力期間：1997年3月～2002年2月（予定）  
プロジェクトの形態： 訓練・普及  
ターゲットグループ： 小規模酪農民  
プロジェクト・サイクル： 計画段階

### (1) プロジェクトの概要

現時点ではPDMは作成されていないが、アンブレラ協力の一環として最上位目標を農業所得の向上、上位目標を農民レベルの酪農技術の改善、プロジェクト目標を農家への酪農技術移転手法の確率とした基本計画を策定予定である。プロジェクトの実施機関は農業省畜産総局生産局で、プロジェクト・サイトは、西ジャワ州ブニカンおよびチコレの州立酪農センターである。協力分野は、飼養管理、繁殖衛生管理、粗飼料生産利用、の3分野である。本プロジェクトではセンター拡充型援助に偏ることなく、技術改善を必要とする酪農家への技術普及効果が高まるような体制を取りたいと考えている。

### (2) 計画段階におけるWID配慮

1995年8月から9月にかけて事前調査団が派遣され、6名の調査団員の中にWID配慮団員が含まれていた（WID専門性の活用）。案件担当者がWID配慮の必要性を感じた理由は、「本案件のターゲットグループである普及対象者には多くの女性が含まれている。したがって、改善対象となる技術がいかに女性たちが利用できるものであるかが重要」であったからである。WID配慮団員の役割は、①踏査地内で社会的視点から見て妥当なサイトを提言すること、および②絞り込まれたサイトで、要請されている技術移転項目、方法、組織に社会配慮をどう統合するかを提言することであった。

WID配慮団員は、国家政策、社会配慮/WID配慮の実施体制と実施上の問題点、他のドナーの酪農プロジェクトにおける社会配慮/WID配慮の実施状況、踏査地における農民男女の概況、酪農形態の違いからの分類、農民男女グループの民族/宗教/言語からの分類、その他の社会・経済指標に見られる特徴など広範囲にわたっての調査を行った（住民男女の現状分析）。

### (3) WID配慮団員の成果

実質調査期間が3～4日という時間的な制約のもとで、WID配慮団員は、カウンターパートとともに社会ジェンダー調査を実施し、分析結果を協力内容に反映させるように努めた。調査対象戸数は25世帯で、さらに対象の住民男女を集めてグループでのヒヤリング等を行った結果（女性からの意見聴取）、以下のような提言をまとめた<sup>42</sup>（女性の参加を促進させる方策）。

<sup>42</sup> 国際協力事業団 インドネシア酪農技術改善計画事前調査団報告書 平成7年9月

畜2 インドネシア 酪農技術改善計画  
協力期間：1997年3月～2002年2月（予定）  
プロジェクトの形態： 訓練・普及  
ターゲットグループ： 小規模酪農民  
プロジェクト・サイクル： 計画段階

### （1）プロジェクトの概要

現時点ではPDMは作成されていないが、アンブレラ協力の一環として最上位目標を農業所得の向上、上位目標を農民レベルの酪農技術の改善、プロジェクト目標を農家への酪農技術移転手法の確率とした基本計画を策定予定である。プロジェクトの実施機関は農業省畜産総局生産局で、プロジェクト・サイトは、西ジャワ州ブニカンおよびチコレの州立酪農センターである。協力分野は、飼養管理、繁殖衛生管理、粗飼料生産利用、の3分野である。本プロジェクトではセンター拡充型援助に偏ることなく、技術改善を必要とする酪農家への技術普及効果が高まるような体制を取りたいと考えている。

### （2）計画段階におけるWID配慮

1995年8月から9月にかけて事前調査団が派遣され、6名の調査団員の中にWID配慮団員が含まれていた（WID専門性の活用）。案件担当者がWID配慮の必要性を感じた理由は、「本案件のターゲットグループである普及対象者には多くの女性が含まれている。したがって、改善対象となる技術がいかに女性たちが利用できるものであるかが重要」であったからである。WID配慮団員の役割は、①踏査地内で社会的視点から見て適切なサイトを提言すること、および②絞り込まれたサイトで、要請されている技術移転項目、方法、組織に社会配慮をどう統合するかを提言することであった。

WID配慮団員は、国家政策、社会配慮/WID配慮の実施体制と実施上の問題点、他のドナーの酪農プロジェクトにおける社会配慮/WID配慮の実施状況、踏査地における農民男女の概況、酪農形態の違いからの分類、農民男女グループの民族/宗教/言語からの分類、その他の社会・経済指標に見られる特徴など広範囲にわたっての調査を行った（住民男女の現状分析）。

### （3）WID配慮団員の成果

実質調査期間が3～4日という時間的な制約のもとで、WID配慮団員は、カウンターパートとともに社会ジェンダー調査を実施し、分析結果を協力内容に反映させるように努めた。調査対象戸数は25世帯で、さらに対象の住民男女を集めてグループでのヒヤリング等を行った結果（女性からの意見聴取）、以下のような提言をまとめた<sup>12</sup>（女性の参加を促進させる方策）。

<sup>12</sup> 国際協力事業団 インドネシア酪農技術改善計画事前調査団報告書 平成7年9月

- 1) 酪農村女性は、深く酪農にかかわっているにもかかわらず、酪農技術研修へのアクセスの度合いが低い。従って、このグループに対する研修内容、研修時間、研修回数に関する必要性を調査し、技術協力に反映させることが不可欠である。
- 2) 農村女性の余剰時間のなさおよび移動の自由のなさを考えると、農家の庭先での実証展示や研修などが、訓練の選択肢として考えられるべきである。
- 3) 共通インドネシア語だけでなくスダ語で、また非識字者農民男女のためにも絵や図を取り入れた分かりやすい教科書開発が必要である。

さらに、長期調査で現地コンサルタント/カウンターパートと共同で酪農村の詳細な社会ジェンダー分析を行い、その結果をプロジェクトの計画に反映させる必要があることが協議で提言され、双方関係者の合意のもとにミニッツに記載された。

農1 フィリピン 農村生活改善研修強化計画  
協力期間：1996年6月～2001年6月（予定）  
プロジェクトの形態： 訓練・普及  
ターゲットグループ： 女性を含む地域の農漁民、青少年  
プロジェクト・サイクル： 計画段階

### （1）プロジェクトの概要

本年7月より実施予定の本プロジェクトの目標（案）は、「農民、漁民、女性、青少年および普及員が参加型アプローチを通してATI（農業省農業研修局）より質の高い十分なサービスを受ける」であり、「女性の参画にとくに配慮して、農村地域の人的資源開発の努力を通じた生活の質の向上を図る」という上位目標（案）に貢献するとされている。

当初フィリピン政府より要請されたのは、村落ごとに存在する女性グループである生活改善クラブ（RIC）による栽培・農産加工活動を直接的に支援するWID-specificタイプの事業であった。要請されたプロジェクトのタイトル（「Promotion Plan of Location-Specific Production and Processing for Women in Development（農村婦人地域特産物生産加工促進計画）」）にもWIDという言葉が入っていた。

事前調査にて、ATIの機能やプロジェクト方式技術協力の枠組みを考慮した上で要請内容が再検討された結果、RICではなくATIを主たる対象として協力を行うことが合意された。これを受け、長期調査では新たなプロジェクトのフレームワークが協議された。その際、関係者の理解を共通化するために村落、町、州、ATI本部の各レベルでPCM手法を用いたワークショップを開催し、参加型で調査、立案を行った。その結果、住民を直接対象とするのはボホール州のパイロット・サイトにおけるトレーニング・リサーチ活動のみとし、活動の中心はATIの研修機能強化に据えた計画案が策定された。その中で、農村女性は主要ではあるが唯一の受益者ではなく、ジェンダーに配慮しながらも農山漁村住民全体の生活向上のための研修を目指す、WID-integratedタイプのプロジェクトが実施されることになった。

### （2）計画段階におけるWID配慮

WID-specificプロジェクトとして要請された経緯より、計画段階からWIDが協議の主題であり、関係者のWID/ジェンダーに対する認識も比較的高かった。そのために、案件採択後、WIDの知識・技術を有する元ジュニア専門員が農業開発協力部特別嘱託として配置され、事前調査、長期調査を含む計画案策定に全般的に関わった（WID専門性の活用）。

事前調査では、フィリピン政府のWIDに関する政策や計画、他の援助機関の計画、当初のターゲット・グループであったRICの状況等の情報が集められた。長期調査では、RICの状況が再度調

**農1 フィリピン 農村生活改善研修強化計画**

**協力期間：1996年6月～2001年6月（予定）**

**プロジェクトの形態： 訓練・普及**

**ターゲットグループ： 女性を含む地域の農漁民、青少年**

**プロジェクト・サイクル： 計画段階**

**(1) プロジェクトの概要**

本年7月より実施予定の本プロジェクトの目標（案）は、「農民、漁民、女性、青少年および普及員が参加型アプローチを通してATI（農業省農業研修局）より質の高い十分なサービスを受ける」であり、「女性の参画にとくに配慮して、農村地域の人的資源開発の努力を通じた生活の質の向上を図る」という上位目標（案）に貢献するとされている。

当初フィリピン政府より要請されたのは、村落ごとに存在する女性グループである生活改善クラブ（RIC）による栽培・農産加工活動を直接的に支援するWID-specificタイプの事業であった。要請されたプロジェクトのタイトル（「Promotion Plan of Location-Specific Production and Processing for Women in Development（農村婦人地域特産物生産加工促進計画）」）にもWIDという言葉が入っていた。

事前調査にて、ATIの機能やプロジェクト方式技術協力の枠組みを考慮した上で要請内容が再検討された結果、RICではなくATIを主たる対象として協力を行うことが合意された。これを受け、長期調査では新たなプロジェクトのフレームワークが協議された。その際、関係者の理解を共通化するために村落、町、州、ATI本部の各レベルでPCM手法を用いたワークショップを開催し、参加型で調査、立案を行った。その結果、住民を直接対象とするのはボホール州のパイロット・サイトにおけるトレーニング・リサーチ活動のみとし、活動の中心はATIの研修機能強化に据えた計画案が策定された。その中で、農村女性は主要ではあるが唯一の受益者ではなく、ジェンダーに配慮しながらも農山漁村住民全体の生活向上のための研修を目指す、WID-integratedタイプのプロジェクトが実施されることになった。

**(2) 計画段階におけるWID配慮**

WID-specificプロジェクトとして要請された経緯より、計画段階からWIDが協議の主題であり、関係者のWID/ジェンダーに対する認識も比較的高かった。そのために、案件採択後、WIDの知識・技術を有する元ジュニア専門員が農業開発協力部特別嘱託として配置され、事前調査、長期調査を含む計画案策定に全般的に関わった（WID専門性の活用）。

事前調査では、フィリピン政府のWIDに関する政策や計画、他の援助機関の計画、当初のターゲット・グループであったRICの状況等の情報が集められた。長期調査では、RICの状況が再度調

べられたほか、住民男女の生活資源の利用状況、彼らの抱える問題点等が参加型手法を含むさまざまな手法を用いて調査された。集められた情報は、その後の立案ワークショップにおいて利用され、PCM手法の分析過程を通して計画案策定に反映された（住民男女の現状分析・女性からの意見聴取）。なお、農林水産開発調査部による「農村生活改善のための女性の技術向上基礎調査」（1994年11月）の結果も利用された。同調査においても、パイロット・サイト候補地の住民男女の生活状況やRICの活動状況等が詳細に調べられている。

上述の通り、要請時にすでに女性が特定対象とされていたため、女性の参加を前提として計画が行われた。その後、女性のみでなく男性や青少年も対象に含まれることになったが、その中で女性が重要な位置を占めることは変わっていない。また、日本側、フィリピン側ともにプロジェクト・チームの大半を女性が占める予定となっている（女性の参加）。

パイロット・サイトにおける具体的な活動内容は開始後の詳細調査の結果にもとづいて策定されるため、個々の活動にどのようなWID配慮を取り入れるかについては未定であるが、PDM（ログフレーム）において上位目標、成果、活動の各レベルにおいてもWID/ジェンダーへの配慮が明記されていることから、実施段階に入ってから効果的なWID配慮が行われる可能性は高い。



林5 パラグアイ 東部造林普及計画  
 協力期間：1996年4月～2001年4月（予定）  
 プロジェクトの形態：普及  
 ターゲットグループ：検討中  
 プロジェクト・サイクル：計画段階

(1) プロジェクトの概要

本プロジェクトは天然資源環境官房および農牧省林野庁をパラグアイ側実施機関とし、①広域アスンシオン市およびパフォチャコ地域、②コロネル・オビエド市およびエステ市地域、③イタプア県地域を対象に、1996年4月に開始される予定である。

表2-8 パラグアイ東部造林普及計画PDM案（部分）

プロジェクトの要約	
上位目標 天然資源を適切に活用した、持続可能な開発による住民生活の向上	
開発目的 プロジェクトの枠内で対象グループは、開発された生産手法を積極的に採用する	
プロジェクト目的 森林資源及び環境の維持と回復に適切な林業技術の普及	
成果 1. 林業普及システムが構築され強化される 2. 普及員、生産者、教員の資質が向上する 3. プロジェクトエリア内の苗木需要の50%が満たされる 4. 木材業界は人工林材の適切な利用能力を有する 5. 関連機関の調整が図られる	
活動	
1-1 参加型手法による活動計画の作成	3-1 採取林の設定及び種子採取と供給
1-2 造林のニーズ調査用紙の作成	3-2 林野庁及び民間苗畑の強化
1-3 林業普及マニュアル及び啓蒙教材の作成	4-1 人工林材の技術的特徴の収集・系統化及び普及
1-4 社会・ジェンダー調査の実施	4-2 人工林材の適切な製材・加工技術の開発
1-5 情報システムの強化	4-3 製材及び加工マニュアルの作成
2-1 情報及び評価方法を含む研修システムの作成	4-4 技術者、作業員、工場主の研修
2-2 研修計画の作成	4-5 適切な間伐技術の開発と普及
2-3 技術者、教員、農村女性、生産者の研修の実施	5-1 関連機関の調整促進
2-4 モデル林の造成	5-2 協力機関を通じたプロジェクトの広報

長期調査時にZOPPワークショップを経て作成した暫定案

(2) 計画段階におけるWID配慮

事前調査、長期調査どちらにもWID配慮団員が派遣されて社会ジェンダー調査・分析を行っており、計画段階から意識的にWID配慮を実践している例である。

林5 パラグアイ 東部造林普及計画  
 協力期間：1996年4月～2001年4月（予定）  
 プロジェクトの形態：普及  
 ターゲットグループ：検討中  
 プロジェクト・サイクル：計画段階

(1) プロジェクトの概要

本プロジェクトは天然資源環境官房および農牧省林野庁をパラグアイ側実施機関とし、①広域アスンシオン市およびパフォチャコ地域、②コロネル・オビエド市およびエステ市地域、③イタプア県地域を対象に、1996年4月に開始される予定である。

表2-8 パラグアイ東部造林普及計画PDM案（部分）

プロジェクトの要約	
上位目標 天然資源を適切に活用した、持続可能な開発による住民生活の向上	
開発目的 プロジェクトの枠内で対象グループは、開発された生産手法を積極的に採用する	
プロジェクト目的 森林資源及び環境の維持と回復に適切な林業技術の普及	
成果 1. 林業普及システムが構築され強化される 2. 普及員、生産者、教員の資質が向上する 3. プロジェクトエリア内の苗木需要の50%が満たされる 4. 木材業界は人工林材の適切な利用能力を有する 5. 関連機関の調整が図られる	
活動	
1-1 参加型手法による活動計画の作成	3-1 採取林の設定及び種子採取と供給
1-2 造林のニーズ調査用紙の作成	3-2 林野庁及び民間苗圃の強化
1-3 林業普及マニュアル及び啓蒙教材の作成	
1-4 社会・ジェンダー調査の実施	4-1 人工林材の技術的特徴の収集・系統化及び普及
1-5 情報システムの強化	4-2 人工林材の適切な製材・加工技術の開発
2-1 情報及び評価方法を含む研修システムの作成	4-3 製材及び加工マニュアルの作成
2-2 研修計画の作成	4-4 技術者、作業員、工場主の研修
2-3 技術者、教員、農村女性、生産者の研修の実施	4-5 適切な間伐技術の開発と普及
2-4 モデル林の造成	5-1 関連機関の調整促進
	5-2 協力機関を通じたプロジェクトの広報

長期調査時にZOPPワークショップを経て作成した暫定案

(2) 計画段階におけるWID配慮

事前調査、長期調査どちらにもWID配慮団員が派遣されて社会ジェンダー調査・分析を行っており、計画段階から意識的にWID配慮を実践している例である。

本プロジェクトは、事前調査にあたって事業部がWID配慮団員派遣を要請し、環境・女性課よりジュニア専門員が調査に参加することとなった（WID専門性の活用）。WID配慮団員は、①プロジェクト対象地域における男女の状況、政府の政策、他の援助国やNGOの類似プロジェクトの内容・問題点の把握および、②対象地域を訪問してのプロジェクトに関する住民ニーズの把握という事業部が作成・依頼した担当業務を遂行した。

事前調査団は17日の派遣期間中5日間程度を対象地における社会ジェンダー調査に費やした。調査の一部はWID配慮団員が単独で行ったが、大部分は団員全員が参加した。また、WID配慮団員と行動をともにした農牧省企画総局部長（女性）がWIDに関連する豊富な知識・経験を有しており、調査全体を通してリソースパーソンとしての役割を果たした。集められた情報は、受益者のタイプ、経済活動状況、森林資源利用状況（アクセスとコントロールを含む）、森林資源の保全・管理に対する意識と行動、ニーズ等である。帰国後、WID配慮団員と林業普及担当団員が中心となって、集めた情報の集計・分析を行い、WIDの視点から今後の計画プロセスへの提言をまとめた（住民男女の現状分析）。

事前調査の結果、事業部は「本プロジェクトの普及対象の一部と考えられる小規模農民に関し、男女によって明らかに森林利用状況及び造林ニーズが異なり、普及活動を実施する上でWID配慮が不可欠である」との認識を得、長期調査においても同ジュニア専門員をWID配慮団員として派遣した。

長期調査においては、WID配慮団員は受益者のうちとくに重要と考えられた小規模農民を中心に再び社会ジェンダー調査・分析を行い、その結果をふまえてパラグアイ林野庁職員に対しプロジェクトへのWID/ジェンダーの視点の重要性を紹介した。その際のリソースパーソンとなったのは日本側からはWID配慮団員、パラグアイ側からは上述の農牧省企画総局部長および女性庁の担当者である。また、ZOPP（目的指向型プロジェクト立案）手法を用いた立案ワークショップを開催し、表2-8として示したPDM案が作成された。

### （3）WID配慮団員の成果

事前調査で行った社会ジェンダー調査に他の調査団員が参加したこともあり、本プロジェクトにおけるWID配慮の必要性が日本側関係者に確認され、続く計画プロセスの中にもWID配慮が組み込まれることとなった。ただし、同調査の時点ではパラグアイ側関係者と本プロジェクトにおけるWIDについて意見を交換することが十分できなかったことから、長期調査においてその場が設けられた。その結果、プロジェクト活動の中に社会ジェンダー調査の実施および農村女性の研修が含まれることとなり、PDM案にも明記された（女性の参加を促進する方策）。

林2. ネパール 村落振興・森林保全計画  
 協力期間：1994年7月～1999年7月  
 プロジェクトの形態： 訓練・普及  
 ターゲットグループ： 村落住民  
 プロジェクト・サイクル： 実施段階

(1) プロジェクトの概要

本案件は、以前実施された「林業普及計画」(WID配慮案件)の成果を踏まえ、対象地域の自然環境保全をプロジェクト目標に、村落振興活動に力を注いでいるプロジェクトである。プロジェクト方式技術協力と協力隊チーム派遣を組み合わせたパッケージ協力を実施していること、また女性の参画を促進させるためにWID分野の長期専門家を派遣した案件としても知られている。本案件は、協力隊員とローカルボランティアからなる10組のモニター・プロモーターチームを結成し、対象地域の10村落に常駐させ、住民のニーズを長期的に把握し、村落振興に必要なサブ・プロジェクトを形成する開発戦略をとっている。さらに、サブ・プロジェクトの実施に則して、村落振興・森林保全のモデルを形成していく方策である。本案件の暫定PDMにおけるプロジェクトの概要は、表2-9で示される。

表2-9 ネパール村落振興・森林保全計画PDM (部分)

プロジェクトの概要	
上位目標	ネパール山間部の村落資源の開発を通じ、自然環境保全を図る
プロジェクト目標	カスキ郡およびバルバット郡の自然環境が保全される
成果	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 住民を主体とする村落振興活動を通じた森林と村落資源保全のモデルがカスキ及びバルバット郡において確立される。</li> <li>2. ネパールの他の山間部地域にも適用しうる方法論が確立される。</li> <li>3. 村落振興を通じた森林等村落資源保全の手法と技術が土壌保全事務所職員およびローカルモーター・プロモーターに移転される。</li> </ol>
活動	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. JOCV隊員とローカルモーター・プロモーターでモニター／プロモーターチーム(M/Pチーム)を形成する。</li> <li>2. M/Pチームは山間部住民生活向上のための住民ニーズを調査し、把握する。</li> <li>3. M/Pチームは住民の合意による村落振興事業の計画策定、実施について支援し、モニタリングを行う。</li> <li>4. 専門家は、M/Pチームの活動を支援する。</li> <li>5. 関係機関との連絡調整を行う。</li> <li>6. 集落をまたがる事業の実施について検討する。</li> </ol>

1994年7月 JICA作成

林2：ネパール 村落振興・森林保全計画  
 協力期間：1994年7月～1999年7月  
 プロジェクトの形態：訓練・普及  
 ターゲットグループ：村落住民  
 プロジェクト・サイクル：実施段階

(1) プロジェクトの概要

本案件は、以前実施された「林業普及計画」(WID配慮案件)の成果を踏まえ、対象地域の自然環境保全をプロジェクト目標に、村落振興活動に力を注いでいるプロジェクトである。プロジェクト方式技術協力と協力隊チーム派遣を組み合わせたパッケージ協力を実施していること、また女性の参画を促進させるためにWID分野の長期専門家を派遣した案件としても知られている。本案件は、協力隊員とローカルボランティアからなる10組のモニター・プロモーターチームを結成し、対象地域の10村落に常駐させ、住民のニーズを長期的に把握し、村落振興に必要なサブ・プロジェクトを形成する開発戦略をとっている。さらに、サブ・プロジェクトの実施に則して、村落振興・森林保全のモデルを形成していく方策である。本案件の暫定PDMにおけるプロジェクトの概要は、表2-9で示される。

表2-9 ネパール村落振興・森林保全計画PDM (部分)

プロジェクトの概要	
上位目標	ネパール山間部の村落資源の開発を通じ、自然環境保全を図る
プロジェクト目標	カスキ郡およびバルバット郡の自然環境が保全される
成果	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 住民を主体とする村落振興活動を通じた森林と村落資源保全のモデルがカスキ及びバルバット郡において確立される。</li> <li>2. ネパールの他の山間部地域にも適用しうる方法論が確立される。</li> <li>3. 村落振興を通じた森林等村落資源保全の手法と技術が土壌保全事務所職員およびローカルモーター・プロモーターに移転される。</li> </ol>
活動	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. JOCV隊員とローカルモーター・プロモーターでモニター／プロモーターチーム(M/Pチーム)を形成する。</li> <li>2. M/Pチームは山間部住民生活向上のための住民ニーズを調査し、把握する。</li> <li>3. M/Pチームは住民の合意による村落振興事業の計画策定、実施について支援し、モニタリングを行う。</li> <li>4. 専門家は、M/Pチームの活動を支援する。</li> <li>5. 関係機関との連絡調整を行う。</li> <li>6. 集落をまたがる事業の実施について検討する。</li> </ol>

1994年7月 JICA作成

## (2) 計画段階におけるWID配慮

本案件の策定のために、1994年3月に事前調査団、同年6月に実施協議調査団が派遣されているが、WID配慮団員は派遣されていない。しかし、担当の林業技術投融資課はWID専門員に意見を求め（WID専門性の活用）、案件のマスタープランには「村落振興を通じた自然環境保全を進めるにあたり、特に女性や貧困層の住民に配慮する<sup>23)</sup>」と明記されている（女性の参加を促進させる方策）。また住民男女の現状分析に関しては、対象地域の森林利用、男女のニーズの違いを把握し、先行した「林業普及計画」の提言や成果も踏まえて、計画時のWID配慮が実現された。

## (3) 実施段階におけるWID配慮

WID専門性の活用に関しては、前述のとおりWID分野の長期専門家が派遣されている。また、同分野の短期専門家が「女性と飼養に関する実態調査」、PCM短期専門家がプロジェクト関係者を対象に「WID/ジェンダー研修」を実施、さらに、ジェンダー研究の権威の一人であるお茶の水女子大学の原教授も短期派遣されており、十分に専門性を活用している。

実施側の女性の参加に関しては、協力隊やローカルボランティアの男女比率、協力NGOのジェンダー配慮状況などに留意し、選定を行った。対象住民側では、プロジェクトの実施マニュアルである「オペレーショナルガイドライン」に①女性が意思決定過程に参加すること、ユーズ・グループ<sup>24)</sup>委員会の構成メンバーの50%は女性であること、②ニーズ調査やベースライン調査にはジェンダー別の調査項目を入れること、③サブ・プロジェクトの予算は、女性や貧困層の収入向上活動を含めるように配分すること、④住民を対象に研修を行う場合は、参加者の半分を女性とすることなどを明記し、WID配慮の実施に努めている。

## (3) WID配慮の成果

現在までのところWID配慮の具体的な成果を記した報告書は作成されていないが、「トップダウン方式を取れば、女性の声を聞かないままプロジェクトが進められる恐れがあったが、WID配慮により弱者の声（ニーズ）を取り上げ、プロジェクト活動に活かすことができた」と案件担当者は述べている。

<sup>23)</sup> 国際協力事業団 「ネパール村落振興・森林保全計画／ネパール緑の推進協力プロジェクト事前／実施協議調査団報告書」 ANNEX1 MASTER PLAN 92ページ

<sup>24)</sup> 森林利用組合 (Forest Users' Group) 等を指す。

図2 フィリピン 家族計画・母子保健プロジェクト  
 協力期間：1992年4月～1997年3月  
 プロジェクトの形態： 訓練・普及  
 ターゲットグループ： 地方政府レベルの公衆衛生従事者  
 および地域住民、とくに母子  
 プロジェクト・サイクル： 実施段階

### (1) プロジェクトの概要

本プロジェクトは、モデル地区であるタルラック州における家族計画と母子保健活動を以下の成果達成により向上させることを目標として実施されている。

- ・モデル地区におけるサービスの普及・伝達のシステムを向上させる
- ・地域住民の参加を強めることによって地域の保健活動を盛んにする
- ・地域の保健及びその他の母子保健・家族計画に関わる担当者の資質を向上させる

具体的には、家族計画・母子保健に係る広報教育（IEC）、技術指導、地域住民活動・啓蒙活動支援等の活動により上記成果を達成するものとしている。また、将来的にはモデル地区での実績を全国に適用してフィリピン全体の母子保健レベルを向上させることが期待されている。

### (2) 計画段階におけるWID配慮

基礎調査から実施協議に至るまでの間、家族計画及び母子保健に関するデータは多数収集されたが、プロジェクトが母子をターゲットとしているためか、男女の生活状況やニーズの違いについてはとくに調査されていないようである。

長期調査時の協議において、プロジェクト実施内容の一つである住民参加について「WIDを視点としたプログラム支援、母親グループ等の強化」（長期調査員報告書）を行うことで相手側と合意した。その時にとりかわされたミニッツには、「（ヘルスワーカーと住民の対話への）男女の平等な参加を促進する」と記載され、この文言はそのままR/Dに引き継がれた（女性の参加を促進する方策）。

実施協議時には「女性の教育・地位向上を目的としたWID活動」（実施協議調査団報告書）を住民参加に取り入れることが合意された。また、ベースラインサーベイ実施のために医師だけでなく社会調査の専門家派遣が提言された。

### (3) 実施段階におけるWID配慮

プロジェクト開始後1年目にベースラインサーベイを行い、妊娠や分娩に関する村落レベルおよび個人レベルのデータを収集した。その際にモデル地区の女性に対して個別およびグループインタビューを行った（女性からの意見聴取）。カウンターパートによれば、ベースラインサーベ

医2 フィリピン 家族計画・母子保健プロジェクト  
協力期間：1992年4月～1997年3月  
プロジェクトの形態： 訓練・普及  
ターゲットグループ： 地方政府レベルの公衆衛生従事者  
および地域住民、とくに母子  
プロジェクト・サイクル： 実施段階

### (1) プロジェクトの概要

本プロジェクトは、モデル地区であるタルラック州における家族計画と母子保健活動を以下の成果達成により向上させることを目標として実施されている。

- ・モデル地区におけるサービスの普及・伝達のシステムを向上させる
- ・地域住民の参加を強めることによって地域の保健活動を盛んにする
- ・地域の保健及びその他の母子保健・家族計画に関わる担当者の資質を向上させる

具体的には、家族計画・母子保健に係る広報教育（IEC）、技術指導、地域住民活動・啓蒙活動支援等の活動により上記成果を達成するものとしている。また、将来的にはモデル地区での実績を全国に適用してフィリピン全体の母子保健レベルを向上させることが期待されている。

### (2) 計画段階におけるWID配慮

基礎調査から実施協議に至るまでの間、家族計画及び母子保健に関するデータは多数収集されたが、プロジェクトが母子をターゲットとしているためか、男女の生活状況やニーズの違いについてはとくに調査されていないようである。

長期調査時の協議において、プロジェクト実施内容の一つである住民参加について「WIDを視点としたプログラム支援、母親グループ等の強化」（長期調査員報告書）を行うことで相手側と合意した。その時にとりかわされたミニッツには、「（ヘルスワーカーと住民の対話への）男女の平等な参加を促進する」と記載され、この文言はそのままR/Dに引き継がれた（女性の参加を促進する方策）。

実施協議時には「女性の教育・地位向上を目的としたWID活動」（実施協議調査団報告書）を住民参加に取り入れることが合意された。また、ベースラインサーベイ実施のために医師だけでなく社会調査の専門家派遣が提言された。

### (3) 実施段階におけるWID配慮

プロジェクト開始後1年目にベースラインサーベイを行い、妊娠や分娩に関する村落レベルおよび個人レベルのデータを収集した。その際にモデル地区の女性に対して個別およびグループインタビューを行った（女性からの意見聴取）。カウンターパートによれば、ベースラインサーベ



この結果はプロジェクトの詳細活動の策定にも反映されている。

カウンターパートのWID/ジェンダーに関する認識も高く、ジェンダー配慮研修（主催者等は不明）に参加経験のある女性医師を中心に活動が行われている（女性の参加・WID専門性の活用）。

本プロジェクトはカウンターパートや助産婦、ヘルスワーカー等現地関係者の多くが女性であること、モデル地区の女性をターゲットにしていることから、活動にWID配慮を取り入れているというよりは現在の活動がWID（配慮）そのものといえる。ただしチーフ・アドバイザーによると、それだけに家族計画への夫の参加等、男性側への働きかけの活動は少ないそうである。今後、「父親クラブのような、男性の参加を促進する活動」が必要とのことであった。

なお、チーフ・アドバイザーはプロジェクト実施におけるWID/ジェンダー配慮のあり方について国際協力専門員や現地の関係者からアドバイスを受けたことがある（WID専門性の活用）。

#### （4）評価段階におけるWID配慮

現在はまだ評価段階に入っていないが、計画段階で、ベースラインサーベイと同じ指標を用いてインパクトサーベイを行うとされているため、モデル地区の女性の状況変化を中心に評価が行われると思われる。

#### （5）WID配慮の成果

「WIDを視点としたプログラム支援、母親グループ等の強化」の一環として、日本の母子手帳をベースにしたMCHハンドブックを現地語で作成するとともに、その導入のための母親学級等を実施した。1995年11月までに700名以上の妊婦が登録し、のべ3,000名の女性が母親学級に参加したとのことである。

農3 インドネシア 南東スラウェシ州農業農村総合開発計画  
 協力期間：1991年3月～1996年2月（1997年2月まで延長）  
 プロジェクトの形態： 訓練・普及  
 ターゲットグループ： 農民および国、州の農村開発担当官  
 プロジェクト・サイクル： 実施段階

(1) プロジェクトの概要

本プロジェクトでは南東スラウェシ州クンダリ県において、農業生産、社会的条件等タイプの異なる8カ村を対象に、各々の条件に適合した農業開発計画の策定から、農業・農村基盤の整備、適正農業機械の導入および栽培・営農技術の展示・訓練にいたる総合的な農業・農村開発事業を実施しており、これを農村開発のモデルとして示すことを目的としている。その内容は、地域の技術水準をベースとしてこれを一段階引き上げる程度のものとし、また既存の営農形態や農民組織を尊重しながらこれを改善・強化・活用する方向で、農民参加のもとに実践教育等の方法を取っている（表2-10）。

活動は1村ごとに行っており、延長期間に入った現在は残る対象村の開発事業を実施中である。

表2-10 インドネシア南東スラウェシ州農業農村総合開発計画PDM案（部分）

プロジェクトの要約	
スーパーゴール 「イ」国の開発の遅れた地域で、農業生産性の向上と作物の多様化が実現する。	
上位目標 イ国の開発の遅れた地域で広く、農業・農村総合開発の手法と体制が確立する。	
プロジェクト目標 1. プロジェクト地域において、地域の自然、社会条件に適した農業・農村総合開発の体制が整備される。 2. 「イ」側により、モデル村の開発が維持・発展される。	
成果 (要約) プロジェクト地域の農業・農村総合開発のモデルを示すとともに、その基礎となる人材を育成する。 1. 農業・農村総合開発の計画が策定される。 2. 農業・農村基盤が整備される。 3. 栽培および営農の技術が展示される。 4. 農民組織が強化される。 5. 政府等関係職員、普及員及び中核農民が技術を身につける。	
活動	
1-1 土地利用計画及び営農計画策定	4-1 農民組織調査
1-2 農業・農村基盤整備計画策定	4-2 農民組織育成・強化
	4-3 組織活動支援
2-1 農業基盤整備実施	
2-2 農業農村施設整備実施	5-1 農業・農村開発計画手法の研修
	5-2 営農及び栽培技術の研修
3-1 改良技術導入試験	5-3 農民組織の研修
3-2 営農技術の展示・普及	5-4 その他の研修

**農3 インドネシア 南東スラウェシ州農業農村総合開発計画**  
 協力期間：1991年3月～1996年2月（1997年2月まで延長）  
 プロジェクトの形態： 訓練・普及  
 ターゲットグループ： 農民および国、州の農村開発担当官  
 プロジェクト・サイクル： 実施段階

(1) プロジェクトの概要

本プロジェクトでは南東スラウェシ州クンダリ県において、農業生産、社会的条件等タイプの異なる8カ村を対象に、各々の条件に適合した農業開発計画の策定から、農業・農村基盤の整備、適正農業機械の導入および栽培・営農技術の展示・訓練にいたる総合的な農業・農村開発事業を実施しており、これを農村開発のモデルとして示すことを目的としている。その内容は、地域の技術水準をベースとしてこれを一段階引き上げる程度のものとし、また既存の営農形態や農民組織を尊重しながらこれを改善・強化・活用する方向で、農民参加のもとに実践教育等の方法を取っている（表2-10）。

活動は1村ごとに行っており、延長期間に入った現在は残る対象村の開発事業を実施中である。

表2-10 インドネシア南東スラウェシ州農業農村総合開発計画PDM案（部分）

プロジェクトの要約	
スーパーゴール 「イ」国の開発の遅れた地域で、農業生産性の向上と作物の多様化が実現する。	
上位目標 イ国の開発の遅れた地域で広く、農業・農村総合開発の手法と体制が確立する。	
プロジェクト目標 1. プロジェクト地域において、地域の自然、社会条件に適した農業・農村総合開発の体制が整備される。 2. 「イ」側により、モデル村の開発が維持・発展される。	
成果 (要約) プロジェクト地域の農業・農村総合開発のモデルを示すとともに、その基礎となる人材を育成する。 1. 農業・農村総合開発の計画が策定される。 2. 農業・農村基盤が整備される。 3. 栽培および営農の技術が展示される。 4. 農民組織が強化される。 5. 政府等関係職員、普及員及び中核農民が技術を身につける。	
活動	
1-1 土地利用計画及び営農計画策定	4-1 農民組織調査
1-2 農業・農村基盤整備計画策定	4-2 農民組織育成・強化
	4-3 組織活動支援
2-1 農業基盤整備実施	
2-2 農業農村施設整備実施	5-1 農業・農村開発計画手法の研修
	5-2 営農及び栽培技術の研修
3-1 改良技術導入試験	5-3 農民組織の研修
3-2 営農技術の展示・普及	5-4 その他の研修

終了時評価調査時に使用したもの

## (2) 計画段階におけるWID配慮

長期調査にて対象地域の住民調査を行ったところ、「女性農民が、男性の単なるヘルパーとして農作業を助けているという先入観を否定」（長期調査員報告書）することとなった。その結果、女性農民の研修や、貧困層の女性の雇用、性別役割分担を認識する必要性、短期専門家の派遣予定分野の一つに「農村婦人問題」を含めること等が提案された。また、報告書では、プロジェクトが住民男女に与えると予想されるインパクトについても考察がなされている（住民男女の現状分析）。

実施協議においては、報告書の中には特に女性に関する言及はない。また、R/Dをみるかぎり上記の提言は盛り込まれていない。しかし、長期調査の提言を受けて、既存の女性グループに対し組織強化、生活改善の分野についての研修が農民グループ研修に含まれ、また、女性グループにストックファンド<sup>45</sup>の管理を行ってもらうことが提案された（女性の参加を促進する方策）。ただし当時の担当者によれば、調査団は女性をあえてR/D他の関連文書中に明示するという意識はなかったとのことである。（社会的側面に配慮した"総合的な農村開発"を実施するうえでは必然的/結果的に含まれる無いようであるものの、当時は技術協力でのWID配慮につき現在ほど声高に扱われていなかったことにもよると思われる。）

## (3) 実施段階におけるWID配慮

プロジェクト・サイトとなった8カ村それぞれの開発計画を立てたが、その中で井戸や精米所の設置場所について住民から聞き取りをした際に女性は呼ばれなかったそうである。限られた時間内で住民の代表から意見を聞いた結果、男性ばかりになってしまったようである。

しかし、計画通り女性グループが研修を受けたほか、青年グループ、女性グループを主な対象者とした家庭菜園等のミニ・プロジェクトを計画、実施した（女性の参加）。また、プロジェクト対象村の普及員は2名のうち1名は女性とすべく相手国政府に提言し、実現している（女性の参加を促進する方策）。

案件担当者によれば、これらは住民の異なる社会的状況を踏まえて開発計画を策定・実施する過程で、異なる部族や貧困農民、青少年とともに女性を参加させるような活動が自然に取り入れられていったもので、それらが結果的に「WID配慮」と考えられるようになった。なお、延長期間に入り、1996年3月には婦人組織強化分野の短期専門家が派遣された（WID専門性の活用）。

## (4) 評価段階におけるWID配慮

1995年9月に行われた終了時評価においては、WIDの知識、技術、経験を持った調査団員はとくに含まれてはいなかったが、女性グループの代表者にインタビューを行い、研修やミニプロジ

<sup>45</sup> 農民組織強化のための活動の一つである、農民グループによるミニプロジェクトの回転資金。

エクトの成果を聞いた（どのように現状が変化したかの分析）。

#### （5）WID配慮の成果、結果

事業部担当者によれば、女性グループの活動が活発になったそうである。終了時評価において「共同井戸の建設は、農村女性に対する労働力の軽減を図り、その余剰労働力を利用して家庭菜園、養鶏等が行われており農村地域における栄養改善に大きく貢献している」ことが観察された。これらの効果のプロジェクト目標達成への貢献も、事業部担当者により「より好ましい農村開発モデルが展示できている」と捉えられている。

また、終了時評価にさきがけて行われた外務省の有識者評価（1995年8月）によれば、ミニ・プロジェクトや女性グループ対象の研修の成果として、上に挙げた効果のほかに菜園の活用による増収、井戸建設による飲料水の確保等が報告されている。

#### （6）関係者のWIDに対する認識

案件担当者は、このプロジェクトは総合的な村づくりを推進するものなので、配慮すべきはWIDだけではなく、ジェンダーや年齢、経済レベル、部族による生活の仕方の違いといった社会的状況全般であると考えている。

また、農民組織強化専門家は「女性の貢献なしに村の望ましい発展はありえない」とWIDの重要性を高く認識しており、「村での活動を策定する際に、女性グループのニーズに高い優先順位をおくようにしている」そうである。また、「村の開発を計画する場に夫婦で参加するような方法を考えていくことが望ましい」と考えている。

カウンターパートは「WID」「ジェンダー」という言葉は知らなかったが、プロジェクトにおけるWID配慮の必要性は認識しており、住民の調査（質問票およびインタビュー）を行う際には男女別にデータを取っている。また、その調査結果を村の開発計画に反映させた結果、住民男女ともにプロジェクトに積極的に参加しているという認識を持っている。